

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ベルギー、ドイツ、スイス及びイタリアにおける法的性別変更制度の動向
他言語論題 Title in other language	Recent Developments Regarding the Procedures of Legal Gender Recognition in Belgium, Germany, Switzerland and Italy
著者 / 所属 Author(s)	針谷 晃平 (HARIGAI Kohei) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	907
刊行日 Issue Date	2026-7-20
ページ Pages	47-72
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	法律上の性別を変更するための法制度に関するベルギー、ドイツ、スイス及びイタリアの動向を概観する。法的性別変更の要件に着目し、立法過程や司法判断の変遷、最近の動向をまとめた。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ベルギー、ドイツ、スイス及びイタリアにおける 法的性別変更制度の動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 針谷 晃平

目 次

はじめに

I 我が国における法的性別変更

- 1 法的性別変更と性同一性障害
- 2 特例法の概要

II 諸外国における法的性別変更

- 1 ベルギーにおける法的性別変更
- 2 ドイツにおける法的性別変更
- 3 スイスにおける法的性別変更
- 4 イタリアにおける法的性別変更

おわりに

キーワード：性同一性障害者性別取扱特例法、性自認、性同一性障害、性別変更、性別適合手術

要 旨

- ① 我が国では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成 15 年法律第 111 号）（以下「特例法」という。）によって、法律上の性別の取扱い（法的性別）を変更することができる。令和 5（2023）年に最高裁判所は、特例法の定める法的性別変更の要件について、初めての違憲判断を示した。法的性別変更要件のうち、いわゆる生殖不能要件が違憲と判断され、今後の動向が注目される。
- ② ベルギーでは、2007 年の改正法によって、民法典に法的性別変更に関する規定が導入された。2017 年の法改正を経て、医学的要件が撤廃され、原則として届出のみによる法的性別変更が可能となった。その後、憲法裁判所の違憲判断を受けて、2023 年に更なる改正が行われ、複数回の法的性別変更が認められることとなった。一方で、同時に違憲判断が示されたノンバイナリーの者の法的性別変更については、立法措置はなされず、引き続き課題とされている。
- ③ ドイツでは、1980 年のいわゆるトランスセクシュアル法によって、法的性別変更制度が導入された。その後、連邦憲法裁判所による違憲判断が複数回示され、法改正と併せて法的性別変更の要件が見直されてきた。2024 年のいわゆる自己決定法によって、原則として申告のみによる法的性別変更が可能となった。自己決定法の賛否の議論は大きく分かれ、2025 年の政権交代を経た今後の動向がますます注目される。
- ④ スイスでは、1970 年代から判例を通じて司法による法的性別変更が確立されてきた。2011 年のチューリヒ州上級裁判所の判断を契機に、外科的手術を法的性別変更の要件とすることが排除されるようになった。2020 年の改正法によって、民法典に法的性別変更に関する規定が導入され、原則として申告のみによる法的性別変更が可能となった。ノンバイナリーの者の法的性別変更については、立法措置がなされておらず、引き続き課題とされている。
- ⑤ イタリアでは、1982 年の性別登録の変更に関する規則によって法的性別変更制度が導入された。具体的な要件は法文上に示されておらず、制定時から現在に至るまで、裁判所の判断に委ねられてきた。2015 年の破毀院及び憲法裁判所の各判決を経て、外科的手術を法的性別変更の要件とすることは排除されることとなった。2024 年に憲法裁判所は、ノンバイナリーの者の法的性別変更が認められていないことについて、憲法上の権利の侵害の可能性があることを指摘しており、今後の動向が注目される。

はじめに

我が国では、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成 15 年法律第 111 号)(以下「特例法」という。)に基づき、「性同一性障害者」(同法第 2 条)は、家庭裁判所の審判を通じて性別の取扱いを変更することができる。性別の取扱いの変更の審判の申立てを行うには、同法に定められた要件を満たす必要があるとされてきた。ところが、令和 5 (2023) 年 10 月 25 日の最高裁判所大法廷決定⁽¹⁾において、いわゆる生殖不能要件に関する同法第 3 条第 1 項第 4 号の規定は憲法に違反し無効であるとされ、同法について初めての違憲判断が示された。

特例法の今後の動向が注目されること、本稿では、まず I において、我が国の特例法の概要を紹介する。紙幅の都合上、我が国の動向については別稿にて論じることとする。

II では、諸外国における法的性別変更制度について概観する。ヨーロッパの一部の国では、特に法的性別変更制度が近年大きく変化していることから、筆者は、最新の動向を調査するため、2023 年に法改正が行われたベルギー、2024 年に新法が制定されたドイツ、2020 年に法改正が行われたスイス、2024 年に憲法裁判所の違憲判断が示されたイタリアで現地調査を実施した⁽²⁾。これを踏まえ、II では、特に最新の動向が注目されるこれら 4 か国の現在の法的性別変更制度の状況等を紹介する。法的性別変更の議論には、名の変更や親子関係の成立、性別変更による法的又は社会的な影響等の重要な論点が多くあるが、本稿では、特例法の枠組みに則して、法的性別変更の「要件」の議論に注目したい。

I 我が国における法的性別変更

1 法的性別変更と性同一性障害

我が国では、戸籍は、日本国民の親族的身分関係を登録、公証する唯一の公簿である⁽³⁾。戸籍では、個人に関する基本的な事項として、実父母との続柄を記載して男女の別を明らかにしている⁽⁴⁾。基本的には、医師等が出生時に性別を判断し、作成された出生証明書と出生届を基に戸籍が記載される(戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 49 条第 2 項等)⁽⁵⁾。かつては、戸籍上の性別(法的性別)を変更する手続はなく⁽⁶⁾、平成 15 (2003) 年 7 月に特例法が制定さ

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和(2026)年 4 月 28 日である。

(1) 最高裁判所大法廷令和 5 年 10 月 25 日決定 民集 77 卷 7 号 1792 頁 <<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92527.pdf>>

(2) 筆者は 2025 年 9 月から 10 月までに、ベルギー連邦議会図書館、ベルギー男女平等研究所、ドイツ連邦教育・家族・高齢者・女性・青少年省、ドイツ連邦議会調査局、イタリア下院図書館、イタリア憲法裁判所、スイス連邦議会図書館及びスイス連邦ジェンダー平等局(訪問順)を訪問し、当該分野の担当者に聴取調査を行った。2020 年以前の我が国及び諸外国の法的性別変更の動向について、藤戸敬貴「法的性別変更に関する日本及び諸外国の法制度」『レファレンス』830 号, 2020.3, pp.79-101. <<https://doi.org/10.11501/11464349>> 参照。

(3) 第 217 回国会衆議院法務委員会議録第 20 号 令和 7 年 6 月 6 日 p.5. (竹内努法務省民事局長)

(4) 第 211 回国会衆議院法務委員会議録第 2 号 令和 5 年 3 月 8 日 p.12. (齋藤健法務大臣)

(5) 南敏文・櫻庭倫編著『戸籍法コンメンタール』日本加除出版, 2025, p.389.

(6) 続柄欄の変更に限定されないが、違法・錯誤・遺漏の記載を訂正する手続があり(戸籍法第 113 条)、過去には、同条による続柄欄の訂正が認められた事例があった(三橋順子「LGBT と法律 性別の変更について考える」(中央大学× LLAN 連続講座「LGBT をめぐる法と社会—過去、現在、未来をつなぐ」(第 3 回)) 2018.7.14. 中央大学ウェブサイト <<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/08/0af851b97e0449fb9e72644753ac8da5-1.pdf?1764317545540>>)。特例法の制定以前に性転換手術を受けて続柄欄の訂正が認められた事案はほとんどないが、性同一性障害を理由とする名の変更(戸籍法第 107 条の 2)は比較的許可されていたとされる(東海林保「いわゆる性同一性障害と名の変更事件, 戸籍訂正事件について」『家庭裁判月報』52 卷 7 号, 2000.7, pp.20, 39-40.)。

れたことで、初めて法的性別を変更する手続が整備された（以下、単に「性別変更」と記す場合も法的性別変更を意味するものとして扱う。）。

特例法は、「性同一性障害者」を「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」（同法第2条）と定義し、これに該当する者について、性別変更の機会を提供することを実現した。

現在、診断・治療の場面では、一般に、性同一性障害（Gender Identity Disorders）や性転向症・性転換症（Transsexualism）という用語に替えて、性別不合（Gender Incongruence）という用語が使われている⁽⁷⁾。そして、我が国においては、日本精神神経学会と日本GI（性別不合）学会が共同監修で作成した「性別不合に関する診断と治療のガイドライン（第5版）」⁽⁸⁾に基づいて、性別不合（出生時に割り当てられた性（assigned sex）と実感する性別（experienced gender）の不一致⁽⁹⁾）の診断と治療⁽¹⁰⁾が行われている。

2 特例法の概要

特例法第2条の「性同一性障害者」の定義は、法令上の性別の取扱いの変更という重大な効果を認める対象を明確にする趣旨であると説明される⁽¹¹⁾。特例法の制定に当たっては、当時の診断と治療のガイドラインを参照したことなどから、同法が、性同一性障害とその診断及び治療の基準を枠組みとした医学的モデルの法律であると指摘されることがある⁽¹²⁾。

「性同一性障害者」は一定の要件を満たすと、家庭裁判所に性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができる（第3条第1項）。現在は、同項各号において、（1）18歳以上であること（年齢要件）、（2）現に婚姻をしていないこと（非婚要件）、（3）現に未成年の子がいないこと（子なし要件）、（4）生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること（生殖不能要件）、（5）その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること（外観要件）と規定されている（同項第1号から第5号まで）。

家庭裁判所の審判を受けた者は、法令上の性別を変更したものとみなされる（第4条）。このとき、裁判所書記官は、戸籍事務を管掌する者に戸籍の記載の嘱託をし（家事事件手続法（平

(7) 針間克己『性別不合って何？—理解を深めるために—』（プロブレム Q&A）緑風出版、2025、pp.14-17。例えば、アメリカ精神医学会の DSM（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders）（精神疾患の診断・統計マニュアル）では、性別違和（gender dysphoria）という精神疾患として位置付けられ、また、世界保健機関の ICD（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）では、性別不合（gender incongruence）として性の健康に関連する状態群（Conditions related to sexual health）の章に位置付けられている（同、pp.19-20 参照）。

(8) 日本精神神経学会性別不合に関する委員会・日本 GI（性別不合）学会「性別不合に関する診断と治療のガイドライン（第5版）」2024.8. <https://www.jspn.or.jp/uploads/uploads/files/activity/gid_guideline_no5.pdf>

(9) 同上、pp.13-14。

(10) 性別不合の治療方法は一般に、精神科の診療、ホルモン療法、手術の3種類に分けられる（針間 前掲注(7)、p.47.）。手術については、乳房切除術、性別適合手術（精巣摘出、陰茎切除、造陰、外陰部形成、卵巣摘出、子宮摘出、尿道延長、陰閉鎖、陰茎形成等）等が紹介されている（同上、pp.31-35.）。

(11) 「性同一性障害者性別取扱特例法逐条解説」南野知恵子監修『「解説」性同一性障害者性別取扱特例法』日本加除出版、2004、p.82。

(12) 日本学術会議法学会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）—トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて—」2020.9.23、p.5. <<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>>; 石嶋舞「性同一性障害者特例法における身体的要件の撤廃についての一考察」『早稲田法学』93 巻 1 号、2017、pp.84-85。

成 23 年法律第 52 号) 第 116 条)、これにより戸籍上の性別 (続柄欄) が変更される⁽¹³⁾。

Ⅱ 諸外国における法的性別変更

法的性別変更は、英語では一般に Legal Gender Recognition (LGR) (「法的性別の承認」等を意味する。) と呼ばれる。各国の状況を網羅的に調査した資料は確認できない。例えば、世界中の LGBT 権利擁護団体が参加する国際協会である ILGA (International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association) は、国際連合加盟国のうち、原則として要件を設けず、自己決定のみによって性別変更が可能な国は 24 か国、外科的手術又は不妊措置を要件とする国は少なくとも 17 か国であると発表している⁽¹⁴⁾。LGBT の権利に関するデータベースである Equaldex では、性別変更が可能な国は 63 か国、外科的手術を要件とする国は 31 か国であるとされている⁽¹⁵⁾。ヨーロッパ及び中央アジアを中心に活動するトランスジェンダーの人権擁護団体である TGEU によれば、欧州評議会加盟国 47 か国のうち、自己決定のみによって性別変更が可能な国は 12 か国であると発表している⁽¹⁶⁾。

次項以降は、ベルギー、ドイツ、スイス及びイタリアにおける性別変更について、現行制度の概要とこれまでの経緯を併せて紹介する (表 1)。

表 1 日本、ベルギー、ドイツ、スイス及びイタリアにおける法的性別変更制度の概要

国	性別変更要件等の概要
日本	・ 家庭裁判所の審判による性別変更 (男性又は女性) ・ 成年年齢 (18 歳) 以上であること ・ 非婚要件 ・ 未成年の子なし要件 ・ 生殖不能要件 [令和 5 (2023) 年に最高裁判所が違憲無効と判断] ・ 外観要件 (手術がない場合にも認められた例^(注)がある)
ベルギー	・ 届出による手続 (届出から 3 か月の期間を経て性別変更が可能 (男性又は女性)) ・ 成年年齢 (18 歳) 以上であること ・ 16 歳以上 18 歳未満の者については法定代理人等の援助が必要
ドイツ	・ 申告による手続 (届出から 3 か月の期間を経て申告する (男性、女性、多様又は空欄 (削除)) ・ 成年年齢 (18 歳) 以上であること ・ 14 歳以上 18 歳未満の者については法定代理人等の同意が必要
スイス	・ 申告による性別変更 (男性又は女性) ・ 16 歳以上であること ・ 16 歳未満については法定代理人等の同意が必要
イタリア	・ 裁判所の確定判決による性別変更 (男性又は女性) ・ 明確な要件は法律に定められていない ・ 判例により外科的手術を要件とすることは排除されている

(注) 「【決定要旨】「手術なし」で性別変更認める 高裁の判断理由は」『朝日新聞デジタル』2024.7.10; 宇多鼓次郎「性同一性障害特例法 3 条 1 項 5 号規定の合憲性」『新・判例解説 watch』(Web 版) 2025.12.26, pp.1-4; 「外観要件、高裁が「違憲」 トランス女性訴え、性別変更認める」『朝日新聞』2025.11.9 等がある。

(出典) 各国の法令等を基に筆者作成。

(13) 針間克己ほか『性同一性障害と戸籍—性別変更と特例法を考える— 増補改訂版』(プロブレム Q&A) 緑風出版, 2013, p.65.

(14) “Legal Frameworks: Legal Gender Recognition.” ILGA (International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association) world database website <<https://database.ilga.org/legal-gender-recognition>>

(15) “Right to change legal gender.” Equaldex website <<https://www.equaldex.com/issue/changing-gender>>

(16) “Trans Rights Index Europe & Central Asia 2025.” TGEU (Trans Europe and Central Asia) website <<https://transrightsmap.tgeu.org/index>>

1 ベルギーにおける法的性別変更

(1) 現行制度の概要

旧民法典⁽¹⁷⁾（以下、本項では法律名を付さず条名のみを表記する。）第 135/1 条及び第 135/2 条において、性別変更に関する規定がある。これらの規定は 2007 年の法改正で導入され、2017 年の法改正を経て手術に関する要件等が撤廃されたことで（2018 年 1 月 1 日施行）、原則的に届出のみによる性別変更が可能となった。第 135/1 条は性別変更の手続、第 135/2 条は性別変更に伴う親子関係その他の権利義務関係についてそれぞれ定めており、以下第 135/1 条を紹介する（次頁の図 1 参照）。

成年年齢（18 歳）に達した者は、出生証書に記載された性が実感する性自認と合致しないと確信する場合、その旨の届出を行うことができる（第 135/1 条第 1 項）。この際、その旨並びに出生証書に記載された性を変更することがもたらす行政的及び法的効果を希望する旨を記載した署名入りの届出を身分吏⁽¹⁸⁾に提出する（同条第 3 項第 1 文）。

身分吏は、届出をした者に対して、後続する手続の内容、その行政的及び法的効果等を説明する⁽¹⁹⁾（同項第 2 文等）。身分吏は、届出の受領を確認すると、本人に受領確認書を発行し、3 日以内に検察官に通知する（同項第 3 文・第 4 文）。当該検察官は、3 か月以内に公序良俗に反すること⁽²⁰⁾を理由に否定意見を述べることができる（同条第 4 項第 1 文）。届出をした者は、届出が受領されてから 3 か月以上 6 か月以内に再度身分吏の下へ赴かなければならない（同条第 5 項）。その際、検察官の否定意見がなかった場合には、身分吏は性別変更証明書を発行し、その他の身分登録書類を変更する（同条第 4 項第 2 文・第 5 項第 2 文）⁽²¹⁾。

未成年者（18 歳未満の者）については、事理弁識能力のある 16 歳以上の者であれば、出生証書に記載された性と実感する性自認が合致しないことを当該者が確信できるだけの十分な識別能力があることを示す児童精神科医の証明書を提出することで、成人と同様の届出を行うことができる（同条第 10 項）。このとき、父母又は法定代理人の援助⁽²²⁾が必要となる（同項）。

(17) Ancien Code civil de 1804. 第 135/1 条及び第 135/2 条は、旧民法典第 1 編に含まれる。旧民法典序章及び第 1 編について、«[ANCIEN] CODE CIVIL.-TITRE PRELIMINAIRE et LIVRE I: Des personnes (art.1-515)» Service Public Fédéral Justice website <<https://www.ejustice.just.fgov.be/eli/loi/1804/03/21/1804032150/justel>> 参照。ベルギー民法典は、2019 年以降、法典の現代化等を目的として、段階的に改正され、順次新民法典（[nouveau] Code civil）へ組み込まれている。従前の民法典は旧民法典と呼ばれ、残存する規定はなお有効である（«Réforme du Code civil.» Service Public Fédéral Justice website <<https://justice.belgium.be/fr/bwcc>> 参照）。ベルギーでは、フランス語、オランダ語及びドイツ語が公用語であるが、本稿では基本的にフランス語の表記に依拠する。

(18) 身分吏（officier de l'état civil）は、身分登録の作成等に関する全ての業務を担当する公務員で、市町村長等が務める（第 7 条等）。

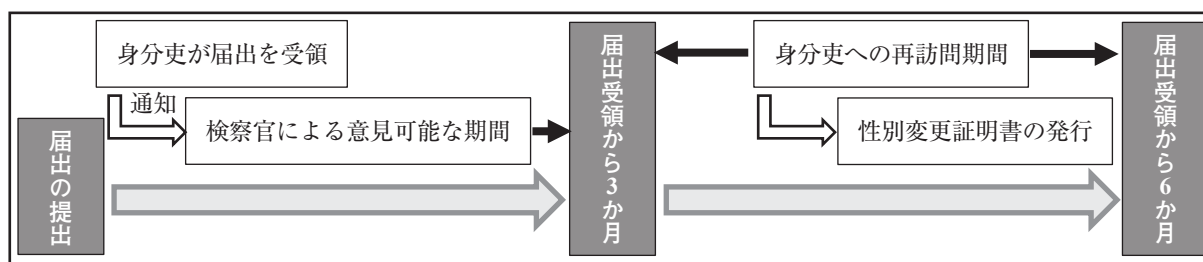
(19) このとき、性別変更手続の流れ、性別変更等に伴う行政的及び法的効果、苦情等の申立てができるサービス機関や団体の連絡先が記された情報冊子（«CHANGER DE PRÉNOM ET MODIFIER L'ENREGISTREMENT DU SEXE À L'ÉTAT CIVIL,» 2023.9.27. Service Public Fédéral Justice website <<https://justice.belgium.be/sites/default/files/Trans%20A5%20FR.pdf>>）が提供される（第 135/1 条第 3 項第 5 文）。

(20) 例えば、身元詐称、当局による指名手配、債権者からの逃亡等、詐欺の疑いがある場合に該当するかどうか等が検討される。また、犯罪歴があるというだけでは否定意見の根拠とはならない旨が記されている。ibid., p.12.

(21) 検察官の否定意見があった場合、身分吏は、性別変更証明書の発行を拒否する（第 135/1 条第 5 項第 3 文）。

(22) 当該規定では、assisté（フランス語）[bijgestaan（オランダ語）] が用いられている。この点、未成年者が届出を行う際に、親等が「同伴する」と説明されている（«CHANGER DE PRÉNOM ET MODIFIER L'ENREGISTREMENT DU SEXE À L'ÉTAT CIVIL,» op.cit. (19), p.17.）。ただし、届出の様式には、未成年者の場合に親等が記載する署名欄がある（«Déclaration pour la modification de l'enregistrement du sexe dans les actes de l'état civil (article 135/1, § 3 de l'ancien Code civil)» Service Public Fédéral Justice website <<https://justice.belgium.be/sites/default/files/Model%20verklaring%20aanpassing%20geslachtsregistratie%20FR%202023.docx>>）。

図1 ベルギーにおける法的性別変更手続の流れ



(出典) «CHANGER DE PRÉNOM ET MODIFIER L'ENREGISTREMENT DU SEXE À L'ÉTAT CIVIL,» 2023.9.27, p.9. Service Public Fédéral Justice website <<https://justice.belgium.be/sites/default/files/Trans%20A5%20FR.pdf>> 等を基に筆者作成。

(2) 制度の変遷と最近の動向

ベルギーにおける性別変更制度の立法化の経緯とその後の変遷の状況を紹介する (表2)。

表2 ベルギーにおける法的性別変更の変遷

時期	出来事	内容等
1960年代頃	裁判所で性別変更が認められる	裁判官の裁量に委ねられる
2007年	性別変更に関する規定が民法典に導入される	届出による性別変更が認められる 精神科医の診断・外科医の手術等が必要とされる
2017年	性別変更に関する規定の改正	医学的要件が撤廃され、原則として届出のみによる性別変更が認められる 原則として1度しか性別を変更できない
2019年	憲法裁判所の違憲判断	ノンバイナリーの者の性別変更ができない点、一度しか性別変更ができない点が違憲とされる
2023年	性別変更に関する規定の改正	性別変更の回数制限が撤廃される

(出典) 各種法令・判例等を基に筆者作成。

(i) 性転換症に関する2007年5月10日の法律

ベルギーでは、1960年代頃から司法手続を通じた性別登録の変更が認められてきたとされるが、多くの場合、裁判所に出廷し、手間がかかり、時間と費用を要する手続を経なければならなかった。また、担当する裁判官の解釈に左右されるため、法的に不安定な事態が生じていたとされる⁽²³⁾。手続の煩雑さ、法的に不安定な事態、欧州その他の諸外国の法制度の発展、欧州人権裁判所の判決の動向等の状況が立法化につながったと指摘されている⁽²⁴⁾。

2004年に連邦議会に性転換症者の性別変更手続を整備するための議員法案 (「性転換症に関する法律案」)⁽²⁵⁾が提出された。法案の提案理由説明では、加盟国に対して性別変更の権利を

⁽²³⁾ Caroline Simon, “Au-delà du binaire: penser le genre, la loi et le droit des personnes transgenres en Belgique,” *Canadian Journal of Women and the Law*, Vol.28, 2016, p.530; Pieter Cannoot, *The right to personal autonomy regarding sex (characteristics), gender (identity and/or expression) and sexual orientation: towards an inclusive legal system*, Ghent University. Faculty of Law and Criminology, 2019, p.317.

⁽²⁴⁾ Cannoot, *ibid.*, pp.317-318.

⁽²⁵⁾ «PROPOSITION DE LOI relative à la transsexualité,» Chambre des représentants de Belgique Doc.51-0903/001, 11 mars 2004. <<https://www.lachambre.be/FLWB/PDF/51/0903/51K0903001.pdf>>

認める規定の導入を求める 1989 年の欧州議会決議⁽²⁶⁾、同様に立法措置を提案する同年の欧州評議会議員会議勧告⁽²⁷⁾、過去の判例を覆し、性転換者の性別変更を認めないことが欧州人権条約第 8 条（私生活の尊重を受ける権利）等に反すると判断した 2002 年の欧州人権裁判所判決⁽²⁸⁾、また、諸外国の性別変更の法制化の状況⁽²⁹⁾が取り上げられていた⁽³⁰⁾。加えて、法案の提案理由説明の中では、国内判例は、依然として、裁判官の解釈が異なることで法的に不安定な事態となっていることが指摘されており、行政当局による簡略で透明性のある効率的な手続の導入が望ましいと述べられた⁽³¹⁾。

連邦議会における主な議論は、性転換症の治療の自由と適切な法的手続の在り方に集中したため、当事者の意見は反映されず、人権の観点からはほとんど触れられなかったと指摘される⁽³²⁾。法案は、医療従事者が治療を行うための条件に関する規定や治療方法を制限する規定の削除等の修正⁽³³⁾を経て、「性転換症に関する 2007 年 5 月 10 日の法律」⁽³⁴⁾（以下「2007 年法」という。）が制定された。これにより民法典（現在の旧民法典）第 62 条の 2（2018 年の民法典等の法改正⁽³⁵⁾により現在の第 135/1 条に移行された。）として性別変更に関する手続が導入された。

当時の規定では、①出生証書に記載された性とは反対の性に属していることについて、深く、継続的かつ不可逆的に確信し、②その身体が、医学的に正当化される範囲で反対の性へ可能な限り適合されている者は、身分吏に対して、届出をすることができるとされた（当時の民法第 62 条の 2 第 1 項）。その際、届出者は、①を満たすこと、②を満たすために性別適合手術を実施したこと及び以前の性によってもはや子を授かることができないことを示す精神科医及び外科医の証明書を併せて提出しなければならなかった（同条第 2 項）。

（ii）身分証書における性別登録の変更の記載及びその効果についてのトランスジェンダーの者に関する制度を改革する 2017 年 6 月 25 日の法律

2007 年法の施行後は、医学的要件に反対する当事者団体を始め、トランスジェンダーの者等の権利の実現を主張する社会的な運動が見られた⁽³⁶⁾。2014 年に発足した新フレームス同盟

(26) “RESOLUTION on discrimination against transsexuals (Doc. A 3-16/89),” *Official Journal of the European Communities*, No.C.256, 9 octobre 1989, pp.33-35. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.1989.256.01.0022.01.ENG>

(27) Parliamentary Assembly, “Recommendation 1117 (1989): Condition of transsexuals,” 29 September 1989. <<https://assembly.coe.int/nw/xml/XRef/Xref-XML2HTML-en.asp?fileid=15151&lang=en>>

(28) Goodwin v. the United Kingdom (Application no. 28957/95), 11 July 2002. European Court of Human Rights website <[https://hudoc.echr.coe.int/fre#%22itemid%22:\[%22001-60596%22\]](https://hudoc.echr.coe.int/fre#%22itemid%22:[%22001-60596%22])>

(29) 筆者がベルギー男女平等研究所で実施した聴取調査では、隣国オランダの法制化の状況（2002 年に司法手続による性別変更制度がオランダ民法典に導入されていた。）を特に意識していたのではないかと指摘があった。

(30) «PROPOSITION DE LOI relative à la transsexualité,» *op.cit.*(25), pp.4-5.

(31) *ibid.*, pp.6-7.

(32) Emmanuelle Bribosia and Isabelle Rorive, “Human Rights integration in action: making equality law work for trans people in Belgium,” *Working paper*, 2017-4, pp.6-7. Centre Perelman philosophie du droit website <https://www.centreperelman.be/content/uploads/2022/09/bribosiarorive_hri_trans_people_2017.pdf>

(33) «PROPOSITION DE LOI relative à la transsexualité: RAPPORT,» Chambre des représentants de Belgique Doc.51-0903/006, 30 juin 2006, pp.10-21. <<https://www.lachambre.be/FLWB/PDF/51/0903/51K0903006.pdf>>

(34) Loi du 10 mai 2007 relative à la transsexualité (M.B. du 11 juillet 2007) <<https://www.ejustice.just.fgov.be/eli/loi/2007/05/10/2007009570/moniteur>>

(35) Loi du 18 juin 2018 portant dispositions diverses en matière de droit civil et des dispositions en vue de promouvoir des formes alternatives de résolution des litiges (M.B. du 2 juillet 2018) <<https://www.ejustice.just.fgov.be/eli/loi/2018/06/18/2018012858/moniteur>>

(36) Bribosia and Rorive, *op.cit.*(32), pp.8-9.

連邦政府は、2017年に「身分証書における性別登録の変更の記載及びその効果についてのトランスジェンダーの者に関する制度を改革する法律案」⁽⁴¹⁾を連邦議会に提出した。その背景として、人権に関する国際情勢や諸外国の法制度の進展が法案の提案理由説明の中で述べられた⁽⁴²⁾。具体的には、性別変更要件として医療的措置が強制されてはならないとする2006年のジョグジャカルタ原則⁽⁴³⁾(国際人権法の専門家会議において採択された原則)、あらゆる状況下での強制的な不妊を禁止する旨の勧告がなされた2013年の国連人権理事会の特別報告者報告書⁽⁴⁴⁾、性別変更における医学的要件の廃止等を加盟国に呼び掛ける2015年の欧州評議会決議⁽⁴⁵⁾、不当な性別変更要件を削除するために要件を見直すべき旨が示された2010年の欧州評議会閣僚委員会勧告⁽⁴⁶⁾、性的指向と性自認に関する2011年の欧州議会決議⁽⁴⁷⁾、トランスジェンダーの者への不妊手術の義務付けが人権違反であると判断した2015年の欧州人権裁判所判決⁽⁴⁸⁾等が例示された。また、法案の提案理由説明では、不妊要件や強制的・医学的性別適合が廃止されてきた諸外国の法制度や司法判断の状況も紹介された。

(37) “Regeerakkoord/ Accord de Gouvernement,” 9 oktober 2014, p.228. European Migration Network (Belgium) website <https://www.emnbelgium.be/sites/default/files/attachments/4793_regeerakkoord_federale_regering_2015_2019.pdf>

(39) 欧州社会憲章 (European Social Charter) には、NGO 組織等が、欧州社会権委員会に対して、同憲章違反について集団的苦情を申し立てる制度がある (“Additional Protocol to the European Social Charter Providing for a System of Collective Complaints (ETS No. 158)” Council of Europe website <<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list?module=treaty-detail&treatynum=158>>)。

(41) «PROJET DE LOI réformant des régimes relatifs aux personnes transgenres en ce qui concerne la mention d'un changement de l'enregistrement du sexe dans les actes de l'état civil et ses effets.» Chambre des représentants de Belgique Doc.54-2403/001, 4 avril 2017. <<https://www.lachambre.be/FLWB/PDF/54/2403/54K2403001.pdf>>

(43) *THE YOGYAKARTA PRINCIPLES: Principles on the application of international human rights law in relation to sexual orientation and gender identity*, March 2007. <https://yogyakartaprinciples.org/wp-content/uploads/2016/08/principles_en.pdf> ジョグジャカルタ原則は、専門家が作成・署名した私的な文書であり、法的拘束力をもたないが、実際の権威的解釈あるいは高い影響力のある文書として位置付けられている。

(45) Parliamentary Assembly, “Resolution 2048 (2015): Discrimination against transgender people in Europe,” 22 April 2015. <<https://pace.coe.int/en/files/21736/html>>

(47) “European Parliament resolution of 28 September 2011 on human rights, sexual orientation and gender identity at the United Nations,” 28 September 2011. <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-7-2011-0427_EN.pdf>

(48) *Y.Y. v. Turkey* (Application no. 14793/08), 10 March 2015 (Final 10/06/2015) European Court of Human Rights website <<https://hudoc.echr.coe.int/eng#%7B%22itemid%22%3A%5B%22001-153134%22%5D%7D>>

(49) Bribosia and Rorive, *op.cit.*(32), p.14.

想定している旨を示す当事者団体の証明書の提出と、16歳及び17歳の未成年者の場合に児童精神科医による診断書の提出を要件とすることについては、法案審議の過程で削除された⁽⁵⁰⁾。そして、「身分証書における性別登録の変更の記載及びその効果についてのトランスジェンダーの者に関する制度を改革する2017年6月25日の法律」⁽⁵¹⁾（以下「2017年法」という。）が制定された。2017年法は、医学的要件を撤廃する一方で、詐欺や軽率な決断の阻止等を目的にいくつかの条件を導入したもので⁽⁵²⁾、基本的な枠組みは現行法と同様である。現行法と異なる点には、①身分吏に提出する届出に「一定期間」性自認の不一致を確信していることを記載する点、②身分吏から「性別変更が原則として不可逆的なものである」ことが説明される点、③身分吏へ再度訪問した際に、別途届出を提出しなければならない点などがある。

（iii）性別登録の変更についての各種規定を変更する2023年7月20日の法律

2017年法制定後、当事者団体は、性別変更の流動性及び第三の性の選択肢の欠如が、性自認の流動的な者（ジェンダー・フルイドの者）や男女の二元的な性自認の当てはまらない者（ノンバイナリーの者）⁽⁵³⁾に対する差別に当たるとして、憲法裁判所に2017年法の部分的な無効化を求めている⁽⁵⁴⁾。

これに対して同裁判所は、2019年に2017年法の一部等を違憲とした⁽⁵⁵⁾。同裁判所は、2017年法については、ノンバイナリーの者に対する選択肢が提供されていない点を一部無効とし、また、民法典の規定については、性別変更が不可逆的なものである旨が規定されている部分を無効とした。前者の違憲性の是正については、全ての人の性自認を考慮できる新たな表記の追加や性別登録の一切の削除等、いくつかの方法があり得ることが指摘された。しかし、是正のための規定の制定については、立法府のみの権限である旨が述べられた。

上記判決を受けて連邦議会に提出された連邦政府の法案⁽⁵⁶⁾は、修正を経ず、2023年に「性別登録の変更についての各種規定を変更する2023年7月20日の法律」⁽⁵⁷⁾として制定された。これにより性別変更の不可逆性を示す文言の削除等が行われた。ベルギーでは、国民登録番号が偶数又は奇数であるかによって男女を判別しており、法施行後、性別変更に伴う国民登録番号の変更と関連して、行政システム上のトラブル事例があったとのことである⁽⁵⁸⁾。

⁽⁵⁰⁾ *ibid.*, pp.15-16.

⁽⁵¹⁾ Loi du 25 juin 2017 réformant des régimes relatifs aux personnes transgenres en ce qui concerne la mention d'une modification de l'enregistrement du sexe dans les actes de l'état civil et ses effets (M.B. du 10 juillet 2017) <<https://www.ejustice.just.fgov.be/eli/loi/2017/06/25/2017012964/moniteur>>

⁽⁵²⁾ Cannoot, *op.cit.*(23), pp.320-321.

⁽⁵³⁾ 「LGBTQ用語解説 ジェンダー・フルイド」PRIDE JAPAN ウェブサイト <https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/glossary/sa/11.html>; 「LGBTQ用語解説 ノンバイナリー」同 <https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/glossary/na/2.html>

⁽⁵⁴⁾ Petra Meier and Joz Motmans, "Trans Laws and Constitutional Rulings in Belgium: The Ambiguous Relations between Sex and Gender," *Politics and Governance*, 8(3), September 2020, p.245.

⁽⁵⁵⁾ Cour constitutionnelle, Arrêt n° 99/2019 du 19 juin 2019 (M.B. du 21 janvier 2020) <<https://fr.const-court.be/public/f/2019/2019-099f.pdf>>

⁽⁵⁶⁾ «PROJET DE LOI modifiant des dispositions diverses concernant la modification de l'enregistrement du sexe,» Chambre des représentants de Belgique Doc.55-3356/001, 22 mai 2023. <<https://www.lachambre.be/FLWB/PDF/55/3356/55K3356001.pdf>>

⁽⁵⁷⁾ Loi du 20 juillet 2023 modifiant des dispositions diverses concernant la modification de l'enregistrement du sexe (M.B. du 21 septembre 2023) <<https://www.ejustice.just.fgov.be/eli/loi/2023/07/20/2023044225/moniteur>>

⁽⁵⁸⁾ 筆者がベルギー男女平等研究所で実施した聴取調査において、担当者から教示を受けた。改正法の施行後、このほかに大きな混乱等は生じていないとのことであった。

他方、ノンバイナリーの者の性別変更に対する立法措置はなされなかった。この点、前述の2023年の改正法案の提案理由説明では、立法者として問題の解決のために更なる調査研究の実施に尽力すると説明されていた。また、議会における深い議論を必要とする課題であり、短期間で決定できるものではないとも述べられた⁽⁵⁹⁾。そして、現政権では、第三の性の導入を見送る一方で、性別を記載しない身分証の申請を認める方針を明らかにしたと報じられている⁽⁶⁰⁾。

2 ドイツにおける法的性別変更

(1) 現行制度の概要

「性別登録の自己決定に関する法律」(いわゆる自己決定法)⁽⁶¹⁾(以下「SBGG」という。)に基づいて性別変更が行われている⁽⁶²⁾。同法は2024年に制定され(一部先行して施行された規定を除き、同年11月1日施行)、手術等の要件を課す従前の法律を廃止し、原則として自己決定のみに基づく性別変更が可能となった(次頁の図2参照)。

身分登録上の性別が自らの性自認に合致しないと考える者は、身分登録局に対して、当該登録の変更又は削除を申告することができる(SBGG第2条第1項)。申告に当たっては、その選択が自らの性自認に最も合致すること及び当該申告がもたらす結果を自覚していることについて自身で保証しなければならない(同条第2項)。

申告を行う者は、当該申告の3か月前までに身分登録局に口頭又は書面による届出を行わなければならない(第4条)。申告が可能となるまでの3か月間は、いわゆる熟慮期間と位置付けられ、申告について、再度真摯に考える機会を与えるものとされる⁽⁶³⁾。届出が行われてから6か月以内に申告を行わなかったときは、届出は無効となる(同条)。また、申告後、1年間は新たな申告を行うことができない(第5条第1項)。これは性別の再変更の停止期間と理解され、性別変更の申告の重大性を自覚させる目的があるとのことである。同時に、軽率な変更をさせないことを明確に示しており、これは性自認との合致の必要性とは異なる理由による変更をさせないことに役立つほか、事務を管掌する身分登録官への過剰な負担を阻止するとされる⁽⁶⁴⁾。

未成年者(18歳未満の者)については、14歳以上であれば、その法定代理人の同意の下、自ら申告を行うことができる(第3条第1項)。申告の際は、児童心理療法等の職業資格を有する者や児童支援組織等から助言を得たことを併せて申告しなければならない(同項)。

⁽⁵⁹⁾ «PROJET DE LOI modifiant des dispositions diverses concernant la modification de l'enregistrement du sexe,» *op.cit.*(56), p.7.

⁽⁶⁰⁾ “Gender definition ‘X’ not to be allowed on ID cards, but ID cards without reference to a person’s biological gender will be able to be requested,” *Flanders news*, 6 April 2025. <<https://www.vrt.be/vrtnws/en/2025/04/02/gender-definition-x-not-to-be-allowed-on-id-cards-but-id-cards/>>

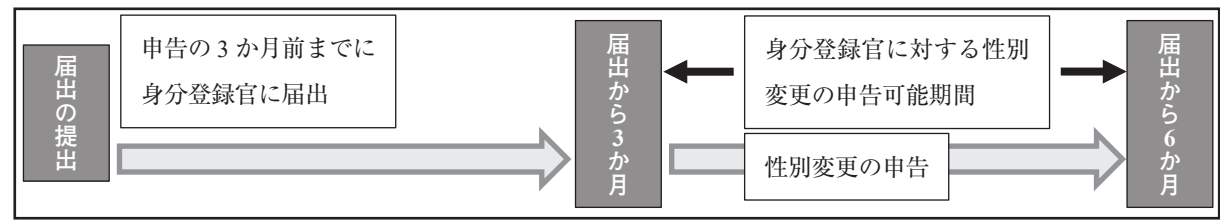
⁽⁶¹⁾ Gesetz über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag (Selbstbestimmungsgesetz: SBGG) vom 19. Juni 2024 (BGBl. 2024 I Nr.206) <<https://www.gesetze-im-internet.de/sbgb/BJNR0CE0B0024.html>>

⁽⁶²⁾ SBGGの解説について、山岡規雄「【ドイツ】性別登録の自己決定に関する法律の制定」『外国の立法』No.301-2, 2024.11, pp.18-19. <<https://doi.org/10.11501/13783833>> 参照。

⁽⁶³⁾ 渡邊泰彦「性自認に応じた法律上の性別の可能性」『ジェンダー法研究』11号, 2024.12, p.160.

⁽⁶⁴⁾ 同上, p.161.

図2 ドイツにおける法的性別変更手続の流れ



(出典) 各種法令等を基に筆者作成。

(2) 制度の変遷と最近の動向

ドイツにおける性別変更制度の立法化の経緯とその後の変遷の状況を紹介する(表3)。

表3 ドイツにおける法的性別変更の変遷

時期	出来事	内容
1978年	連邦憲法裁判所の違憲判断	性別の記載の訂正を拒否することについて違憲と判断される
1980年	「特別な場合における名の変更及び性の帰属の確認に関する法律」(トランスセクシュアル法)の制定	性別変更制度が導入される 性別変更要件として、年齢要件、非婚要件、生殖不能要件、外観要件などが規定される
1982年	連邦憲法裁判所の違憲判断	年齢要件について違憲と判断される
2007年	トランスセクシュアル法の改正	年齢要件が削除される
2008年	連邦憲法裁判所の違憲判断	非婚要件について違憲と判断される
2009年	トランスセクシュアル法の改正	非婚要件が削除される
2011年	連邦憲法裁判所の違憲判断	生殖不能要件・外観要件について違憲と判断される
2024年	「性別登録の自己決定に関する法律」(自己決定法)の制定	トランスセクシュアル法が廃止される 原則として申告のみによる性別変更が認められる

(出典) 三宅雄彦「性同一性障害者法から自己決定法へードイツ連邦憲法裁判所による名及び性別の変更に係る各種要件の憲法判断ー」『駒澤法学』86号, 2024.7, pp.231-281; 各種法令・判例等を基に筆者作成。

(i) 1980年の特別な場合における名の変更及び性の帰属の確認に関する法律(トランスセクシュアル法)

ドイツは、世界で初めての性転換手術が行われ、性転向症に関する医学的研究の歴史が古いとされる⁽⁶⁵⁾。身分登録上の性別変更は1960年代半ばから西ドイツの裁判所で取り扱われ、いずれも否定的に解されてきた⁽⁶⁶⁾。この点、1978年に連邦憲法裁判所は、性転換手術等を実施し、医学上の鑑定によって精神的・身体的にもう一方の性に適合していると認められる者について、出生届中の性の記載の訂正を拒否することは、ドイツ基本法第1条第1項と結び付いた第2条第1項(一般的人格権)⁽⁶⁷⁾に違反すると判断した⁽⁶⁸⁾。この判断を踏まえ、連邦政府は法案を提出し、1980年に「特別な場合における名の変更及び性の帰属の確認に関する法律」(いわゆる

⁽⁶⁵⁾ 石原明「性転換に関する西ドイツの法律—その医学的ならびに法的視点—」『神戸学院法学』13巻2号, 1982.10, p.134.

⁽⁶⁶⁾ 同上, p.138.

⁽⁶⁷⁾ 連邦憲法裁判所と一般的人格権について、齊藤博『人格権法の発展』弘文堂, 2021, pp.15-23 参照。

⁽⁶⁸⁾ 1978年10月11日連邦憲法裁判所決定(BVerfGE 49, 286 - 1 BvR 16/72)決定理由の要約について、石原 前掲注⁽⁶⁵⁾, pp.140-142 参照。

トランスセクシュアル法)⁽⁶⁹⁾(以下「TSG」という。)として制定された。

同法では、性転換症の問題が段階的に解決されることを前提とする当時の医学的知見に依拠し、名の変更のみを行う「小解決」⁽⁷⁰⁾とその後性別変更を行う「大解決」という枠組みが用いられ、それぞれに異なる要件が設けられていた⁽⁷¹⁾。制定時の性別変更要件としては、①年齢が25歳以上であること(年齢要件)、②婚姻していないこと(非婚要件)、③永続的に生殖能力を喪失していること(生殖不能要件)、④外観上の性的特徴を変更する手術を受け、それによって他方の性の外観に明白に近似するに至っていること(外観要件)などが定められていた⁽⁷²⁾。次項ではこれらの要件に関する連邦憲法裁判所の判断とTSGの改正の経緯を紹介する。

(ii) トランスセクシュアル法の変遷

(a) 年齢要件

制定時に25歳以上という年齢要件が設けられた理由としては、性の確定に関わる医学的措置が重大であることが挙げられていた。成年年齢に達してから25歳になるまでの間に、他の性として生活したいという願望を実現することでもたらされる全ての結果を認識し、確かめる必要があると指摘されていた⁽⁷³⁾。しかし、1982年に連邦憲法裁判所は、その他の要件を満たすにもかかわらず、25歳未満の者の性別変更が排除される点において、当該規定はドイツ基本法第3条第1項(一般平等原則)に違反し、無効であると判断した⁽⁷⁴⁾。その後、2007年の法改正⁽⁷⁵⁾により、年齢要件に関する文言は削られた⁽⁷⁶⁾。

(b) 非婚要件

2008年に連邦憲法裁判所は、非婚要件について、婚姻中の性同一性障害者に、当該婚姻関係を終了することなしに当該者の性別変更を認めていない点において、ドイツ基本法第1条第1項と結び付いた第2条第1項(一般的人格権)と同法第6条第1項(婚姻の保護)に合致しないと判断した⁽⁷⁷⁾。同裁判所は、決定の中で、婚姻中のカップルの一方が性別変更を行うこ

(69) Gesetz über die Änderung der Vornamen und die Feststellung der Geschlechtszugehörigkeit in besonderen Fällen (Transsexuellengesetz: TSG) vom 10. September 1980 (BGBl. I S.1654) 廃止前のTSGの条文の翻訳・解説について、藤戸敬貴「ドイツにおける法的性別変更—トランスセクシュアル法の現状—」『外国の立法』No.285, 2020.9, pp.55-66. <<https://doi.org/10.11501/11538863>> 参照。

(70) ドイツでは、名から性別が自明であるという前提から、名が生活上の性別表現に強く結び付いている点が指摘される(石嶋舞「ドイツにおけるジェンダー・アイデンティティの法的保護—自己決定法—」水野紀子・窪田充見ほか編『家族と子どもをめぐる法の未来—棚村政行先生古稀記念論文集—』日本加除出版, 2024, pp.535-536.)。

(71) 三宅雄彦「性同一性障害者法から自己決定法へ—ドイツ連邦憲法裁判所による名及び性別の変更に係る各種要件の憲法判断—」『駒澤法学』86号, 2024.7, p.236。

(72) このほかにTSGでは、ドイツ人であること(国籍要件)や別の性への帰属の判断が揺るぎないこと(判断要件)等も要件として検討されることがある(同上, pp.235-236.)。

(73) 石原 前掲注(65), p.154。

(74) 1982年3月16日連邦憲法裁判所決定(BVerfGE 60, 123 - 1 BvR 938/81) 同決定の解説について、石原明「性転換法の年齢制限に対する違憲判決—西ドイツ(資料)—」『神戸学院法学』13巻3号, 1983.1, pp.515-521 参照。

(75) Gesetz zur Änderung des Passgesetzes und weiterer Vorschriften vom 20. Juli 2007 (BGBl. I S.1566)

(76) 新たな年齢要件は設けられなかったが、その他の法制度や医学的見地から成年年齢以上という要件が必要となると指摘されていた(石原 前掲注(74), pp.517-518.)。

(77) 2008年5月27日連邦憲法裁判所決定(BVerfGE 121, 175 - 1 BvL 10/05) 同決定の解説について、渡邊泰彦「憲法と婚姻保護—性同一性障害者の性別変更要件をもとに—」『同志社法学』60巻7号, 2009.2, pp.348-356; 春名麻季「性転換法による婚姻解消要件と一般的人格権・婚姻の保護—第5次性転換決定—」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 IV』信山社出版, 2018, pp.69-72 参照。

とで、同性間の婚姻が可能であるとの誤った印象を抱かせる事態を阻止する公益目的は、同法第6条第1項（婚姻の保護）によって正当化されるとする一方で、自己決定した性的人格を承認される権利は、同法第1条第1項と結び付いた第2条第1項（一般的人格権）によって保護されること、一方が性同一性障害者である既存の婚姻関係は、その配偶者の観点からも同法第6条第1項の保護を享受することを述べた。違憲状態の解消方法については、期限を設定した上で立法府に委ねられ、これを受けた2009年の法改正⁽⁷⁸⁾によって、非婚要件に関する規定が削られた。

(c) 生殖不能要件及び外観要件

制定時の議論では、手術による外観の変化を要件とした背景には、性転向症者は性転換手術を望んでいるという当時の理解があったとされる。他方、生殖不能要件を設けた理由は、立法草案では説明されていないとのことである⁽⁷⁹⁾。これらの要件について、2011年に連邦憲法裁判所は、ドイツ基本法第1条第1項と結び付いた第2条第1項（一般的人格権）と同条第2項（身体を害されない権利）に反して違憲であると判断した⁽⁸⁰⁾。同裁判所は、決定の中で、性別適合手術は、同法第2条第2項（身体を害されない権利）への著しい侵害であり、これを例外なく性別変更の要件とすることは、性的自己決定権に反するとした。また、生殖不能となる外科的手術を要件とすることは、この手術を拒否することで性的自己決定権の実現を放棄させ、性自認と矛盾した生活を送ること、又は、身体を害されない権利を侵害するこの手術を受け入れることのいずれかを強制する状況に当事者を陥らせるものである旨が述べられた。当該規定については、ドイツ基本法に合致する新たな規定が施行されるまで適用できないこととされ、改善策は立法府に委ねられた⁽⁸¹⁾。

(iii) 2024年の性別登録の自己決定に関する法律（自己決定法）

(a) 2018年の身分登録法改正

SBGGの制定の背景にも関連があるため、先にいわゆる第三の性に関する議論を紹介する。

身体的な性の特徴が典型的な男性又は女性に当てはまらない状態にあるインターセクシュアル⁽⁸²⁾の者の性別登録の問題を背景に、2013年に身分登録法⁽⁸³⁾が改正された⁽⁸⁴⁾。これにより、出生した子について、女性又は男性のいずれにも属するとも決定することができない場合には、子の出生に際して作成する出生登録簿において、性別欄を空欄とすることが可能となった(2013

(78) Gesetz zur Änderung des Transsexuellengesetzes (TSG-ÄndG) vom 17. Juli 2009 (BGBl. I S.1978)

(79) 渡邊泰彦「性別変更の要件の見直し—性別適合手術と生殖能力について—」『産大法学』45巻1号, 2011.6, pp.38-39. なお、制定当時は男性の同性性行為を処罰する規定が刑法に存在しており（当時の刑法第175条。1994年に完全廃止）、男性の性転向症者は性的に男性として行動し得る限りは同条の構成要件を実現する状態にあり、他の性に所属させることができないと立法者は考えていたとのことである（石原 前掲注(65), p.154.）。

(80) 2011年1月11日連邦憲法裁判所決定（BVerfGE 128, 109 - 1 BvR 3295/07）同決定の解説について、渡邊 同上, pp.41-48; 平松毅「14 性同一性障害者に戸籍法上の登録要件として外科手術を求める規定の違憲性」ドイツ憲法判例研究会編 前掲注(77), pp.73-76 参照。

(81) この点、2024年のTSG廃止まで、生殖不能要件及び外観要件に関する立法措置はなされなかった。

(82) インターセクシュアルとは、医学的には性分化疾患（differences of sex development: DSD）であり、内外生殖器や性染色体において性の発達が先天的に非定型的な状態であることを指す（渡邊泰彦「第3の性別は必要か—ドイツ連邦憲法裁判所2017年10月10日決定から—」『産大法学』52巻1号, 2018.4, p.85.）。

(83) Personenstandsgesetz (PStG) vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S.122) <<https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/BJNR012210007.html>>

(84) Personenstandsrechts-Änderungsgesetz (PStRÄndG) vom 7. Mai 2013 (BGBl. I S.1122)

年改正による身分登録法第 22 条第 3 項)⁽⁸⁵⁾。これに関して、2017 年に連邦憲法裁判所は、改正後の身分登録法は、性自認がインターセクシュアルである者に対して積極的な性別登録を認めていない点において、ドイツ基本法第 1 条第 1 項と結び付いた第 2 条第 1 項（一般的人格権）と同法第 3 条第 3 項第 1 文（性別に基づく不利益の禁止）に違反すると判断した⁽⁸⁶⁾。

上記の連邦憲法裁判所の判断を踏まえて、2018 年に身分登録法は改正された⁽⁸⁷⁾。これにより、出生した子を女性にも男性にも属させることができない場合には、従来のように性別欄を空欄とすることに加え、新たな性別登録として divers（「多様性」等を意味する。）と記載することが認められた（2018 年改正による身分登録法第 22 条第 3 項）⁽⁸⁸⁾。さらに、出生時に限らず、身体的な性の特徴によりインターセクシュアルである場合には、これを示す医学的証明書を提示することで、登録済みの性の削除及び変更を認める規定が新設された（2018 年改正による身分登録法第 45b 条）⁽⁸⁹⁾。

ここで、性自認に従って性別を変更する手続について、TSG と身分登録法の各手続が同時に存在することとなった。2011 年の連邦憲法裁判所の判断以降、TSG では、身体的な性の特徴を性別変更要件から切り離して運用されていたにもかかわらず、身分登録法では、身体的な性の特徴を基準とする事態が生ずる点などが当事者団体や専門家から問題とされた⁽⁹⁰⁾。しかし、TSG の立法措置はなされない状況が続いた。

(b) 自己決定法の制定

2021 年 9 月に新たに発足した社会民主党（SPD）、同盟 90 / 緑の党（B90/Grüne）及び自由民主党（FDP）による連邦政府の連立政権は、その連立協定の中に TSG の廃止と SBGG の制定を盛り込んだ⁽⁹¹⁾。2023 年 8 月に「性別登録の自己決定及びその他の規定の改正に関する法律案」⁽⁹²⁾が閣議決定された後、同年 9 月に連邦参議院へ送付され、連邦参議院における審議を経て同年 11 月から連邦議会において審議が始まった⁽⁹³⁾。

法案審議では、賛否の立場が大きく対立していた⁽⁹⁴⁾。例えば、討論の際の主要政党の意見

⁽⁸⁵⁾ 渡邊 前掲注⁽⁸²⁾, p.100.

⁽⁸⁶⁾ 2017 年 10 月 10 日連邦憲法裁判所決定（BVerfGE, 147, 1 - 1 BvR 2019/16）同決定の解説について、同上, pp.105-113 参照。

⁽⁸⁷⁾ Gesetz zur Änderung der in das Geburtenregister einzutragenden Angaben vom 18. Dezember 2018 (BGBl. I S.2635)

⁽⁸⁸⁾ 山内惟介「ドイツ法における「第三の性」について (2)―憲法上の評価と国際私法的考察―」『比較法雑誌』56 巻 3 号, 2022, pp.4-6.

⁽⁸⁹⁾ 同上; 石嶋 前掲注⁽⁷⁰⁾, p.538.

⁽⁹⁰⁾ 石嶋 同上, pp.538-539; „Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag und zur Änderung weiterer Vorschriften,“ 23.08.2023, S.20. Bundesministerium für Bildung, Familie, Senioren, Frauen und Jugend website <<https://www.bmbfsfj.bund.de/resource/blob/229616/b4f835d1a1da28f1ef51552846f1e20a/gesetzentwurf-kabinett-data.pdf>> このほかには、身分登録法の手続が医学的証明書を求めていることから、性別変更を病理に関連付けていた点や、TSG の手続が男女のみの性別を前提としていることから、身体的な特徴を持たないノンバイナリーの者（男女の二元的な性自認の当てはまらない者）等の性自認を法的に承認するための明確な手段が整備されていなかった点が当事者団体や専門家から批判されていた。

⁽⁹¹⁾ „Mehr Fortschritt wagen: Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit: Koalitionsvertrag 2021-2025 zwischen SPD, BÜNDNIS90/ DIE GRÜNEN und FDP,“ S.95. SPD website <https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag/Koalitionsvertrag_2021-2025.pdf>

⁽⁹²⁾ „Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag und zur Änderung weiterer Vorschriften,“ *op.cit.*⁽⁹⁰⁾

⁽⁹³⁾ „Vorgang-Gesetzgebung: Gesetz über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag und zur Änderung weiterer Vorschriften.“ Deutscher Bundestag website <<https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-%C3%BCber-die-selbstbestimmung-in-bezug-auf-den-geschlechtseintrag-und/303278>>

⁽⁹⁴⁾ 筆者は、ドイツ連邦教育・家族・高齢者・女性・青少年省及びドイツ連邦議会調査局において、SBGG の審議

には次のようなものがあった⁽⁹⁵⁾。連立政権を担う三政党の議員らからは、法案は、長く続いた基本的人権の侵害や差別を終わらせるものであり、社会をより公平なものにすると主張された。また、児童も成人と同様に性自認を自由に発展する権利を持つとして、児童の性別変更を認めたこと⁽⁹⁶⁾や、女性専用施設の問題やスポーツ競技の不公平さ、児童に対する懸念等を全て真剣に検討し、いずれについても対応する措置を設けたこと⁽⁹⁷⁾が述べられた。

他方、キリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）の議員からは、トランスジェンダーの者の性別変更手続を簡略化し、要件を撤廃することが必要である旨が述べられたが、法案には手続の濫用を阻止する手段がなく、児童を保護すべき国家の義務を放棄することになると指摘された⁽⁹⁸⁾。また、児童に対するカウンセリングの義務については、それを実施したことの証明は求められていないことが指摘された。このほか、性別変更の事実が捜査当局に送付されないこと、手続濫用による女性用保護施設への男性の侵入が規制されていないことも問題とされた⁽⁹⁹⁾。

ドイツのための選択肢（AfD）の議員からは、特に児童が危険にさらされる旨が主張された。具体的には、過激派によって、思春期の困難や様々な問題を性別変更によって解決できると印象付けられている旨が指摘された。そして、困難に立ち向かう児童を安易に性別変更と結び付けるのではなく、適切な支援を提供することが必要であると述べられた⁽¹⁰⁰⁾。

2024年4月に連邦議会において、主に SPD、B90/Grüne、FDP、左翼党（Die Linke）の賛成により SBBG の法案は可決され、このとき、CDU/CSU や AfD は反対した⁽¹⁰¹⁾。

2025年2月に連邦議会の総選挙が行われ、同年5月に CDU/CSU 及び SPD による連邦政府の連立政権が成立した⁽¹⁰²⁾。同政権の連立協定では、SBBG について、児童等への影響、手続の熟慮期間、効果的な女性保護の観点を中心に、2026年7月31日までに同法の評価を行うこととされている⁽¹⁰³⁾。

3 スイスにおける法的性別変更

(1) 現行制度の概要

民法典⁽¹⁰⁴⁾（以下、本項では法律名を付さず条名のみを表記する。）第30b条において、性別変更手続が規定されている。「2020年12月18日の民法典改正（身分登録簿における性別の変更）法」⁽¹⁰⁵⁾（以下「2020年法」という。）によって導入された（2022年1月1日施行）。

過程や背景を中心に聴取調査を行った。

⁽⁹⁵⁾ Deutscher Bundestag, *Stenografischer Bericht*, 164.Sitzung (Plenarprotokoll 20/164), 12. April 2024, S.21091-21102. <<https://dserver.bundestag.de/btp/20/20164.pdf>>

⁽⁹⁶⁾ *ibid.*, S.21093f. (Anke Hennig 連邦議会議員 (SPD) の発言)

⁽⁹⁷⁾ *ibid.*, S.21095f. (Katrin Helling-Plahr 連邦議会議員 (FDP) の発言)

⁽⁹⁸⁾ *ibid.*, S.21092f. (Mareike Lotte Wulf 連邦議会議員 (CDU/CSU) の発言)

⁽⁹⁹⁾ *ibid.*, S.21097f. (Susanne Hierl 連邦議会議員 (CDU/CSU) の発言)

⁽¹⁰⁰⁾ *ibid.*, S.21094f. (Martin Reichardt 連邦議会議員 (AfD) の発言)

⁽¹⁰¹⁾ „Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag.“ 12 April 2024. Deutscher Bundestag website <<https://www.bundestag.de/parlament/plenum/abstimmung/abstimmung?id=910>>

⁽¹⁰²⁾ 2025年2月の総選挙について、河島太郎・渡辺富久子「ドイツ連邦議会の新選挙制度—超過・調整議席の廃止と2025年総選挙—」『レファレンス』895号, 2025.7, pp.27-51. <<https://doi.org/10.11501/14439388>> 参照。

⁽¹⁰³⁾ „Verantwortung für Deutschland Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD: 21. Legislaturperiode des Deutschen Bundestages.“ S.75. SPD website <https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Koalitionsvertrag2025_bf.pdf>

⁽¹⁰⁴⁾ Schweizerisches Zivilgesetzbuch vom 10. Dezember 1907 (BBl 1907 VI 589) <https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/24/233_245_233/de> スイスでは、ドイツ語、フランス語、イタリア語及びロマンシュ語が公用語であるが、本稿では基本的にドイツ語の表記に依拠する。

⁽¹⁰⁵⁾ Schweizerisches Zivilgesetzbuch (Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister) Änderung vom 18. Dezember 2020 (BBl 2020 9931)

身分登録簿に登録された性別に帰属していないことを強く確信している者は、登録の変更を希望する旨を申告することができる（第 30b 条第 1 項）。申告の要件を定める規定はない。未成年者（18 歳未満の者）については、申告者が 16 歳に満たない場合には、本人の申告だけでなく、その法定代理人の同意が必要となる（同条第 4 項）。

(2) 制度の変遷と最近の動向

スイスにおける性別変更制度の立法化の経緯を紹介する（表 4）。

表 4 スイスにおける法的性別変更の変遷

時期	出来事	内容等
1993 年	連邦裁判所判決	性別変更が司法手続によって認められることが確認される
2011 年	チューリヒ州上級裁判所判決	性別変更要件として、外科的手術による性的特徴の除去は必要でないと判断される
2012 年	連邦身分登録局による法的意見の通知	不可逆的な外科的手術を性別変更要件とすることに反対する旨の法的意見が各州の担当機関に対して通知される
2020 年	性別変更に関する規定が民法典に導入される	原則として申告のみによる性別変更が認められる

（出典）各種法令・判例等を基に筆者作成。

(i) 2020 年 12 月 18 日の民法典改正法

スイスでは、1970 年代から性転換手術が行われており、下級裁判所では、身分登録簿上の性別登録の訂正が認められたこともあったとされる⁽¹⁰⁶⁾。このような状況を前提に、1993 年に連邦裁判所⁽¹⁰⁷⁾は、本人の確信のみをもって性別変更を行うことは認められないとし、法的安定性は、不可逆的な性転換によってのみ保証されると判断した。また、同裁判所は、性別変更要件は、正式な司法手続を通じて明らかにされなければならないと述べた⁽¹⁰⁸⁾。以降、この判断は踏襲され、各裁判所では、外科的な不妊手術が性別変更の一般的な要件であると広く理解されていった⁽¹⁰⁹⁾。加えて、婚姻していないことや、希望する性の外性器を構築することも要件とされるようになっていたとされる⁽¹¹⁰⁾。

これに対して、2011 年にチューリヒ州上級裁判所⁽¹¹¹⁾は、性別変更要件としての外科的手術

⁽¹⁰⁶⁾ 1993 年 3 月 3 日連邦裁判所判決（BGE 119 II 264）〈http://relevancy.bger.ch/php/clir/http/index.php?highlight_docid=atf%3A%2F%2F119-II-264%3Ade&lang=de&zoom=&type=show_document〉の判決文の中で言及されている。

⁽¹⁰⁷⁾ 連邦裁判所（Bundesgericht）は、連邦の最高裁判機関である。州の上級裁判所の裁判は、連邦裁判所に対する上告が可能であるが、連邦裁判所は原則として連邦法違反があるかどうかの法律審査のみを行う。また、連邦裁判所は、連邦法を違憲無効とすることはできない。北村貴「スイスにおける司法権の独立—連邦裁判所裁判官と政党の関係をめぐって—」『法政治研究』9 号，2023.3，p.146；林道晴「スイスの民事訴訟」法曹会編著『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情 下』法曹会，1998，pp.173，315 参照。

⁽¹⁰⁸⁾ BGE 119 II 264, *op.cit.*⁽¹⁰⁶⁾

⁽¹⁰⁹⁾ Karin Hochl, “Transgender People - gender change in the law: Ruling of the High Court of the canton of Zurich of 19 September 2019 (NC180003),” May 2020, p.1. Schaub Hochl Rechtsanwälte AG website 〈<https://schaubhochl.ch/wp-content/uploads/2020/05/SummaryOGEntscheidTransgender-People-1.pdf>〉

⁽¹¹⁰⁾ „Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuchs (Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister),“ 6 Dezember 2019 (BBl 2020 799), S.808. 〈<https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2020/129/de>〉

⁽¹¹¹⁾ 州の裁判制度は州ごとに異なり、チューリヒ州では、主に地区裁判所（Bezirksgericht）と上級裁判所（Obergericht）がある。実質的には、上級裁判所が同州の最高裁判所に相当する。林 前掲注⁽¹⁰⁷⁾，pp.173，192，195 参照。

を排除する判断を下した⁽¹¹²⁾。同裁判所は、過去の連邦裁判所の判断からは、外観上の性的特徴の除去が必要であるか否かを結論付けることはできないとし、その他の手段によって希望する性的特徴を取得することを前提に、外科的手術による性的特徴の除去は必要でないと述べた。一方で、同裁判所は、生殖機能を欠いている状態は必要であるとし、その手段としては、外科的手術以外の手段が存在することも指摘した。

上記判決を受けて、2012年に連邦身分登録局は、各州の担当機関に対して法的意見を通知した⁽¹¹³⁾。そこでは、①性別変更の訴訟は、司法による法の発展を通じて創設された民事上の地位を確認する訴訟であること、②不可逆的な外科的手術（不妊手術や外性器構築）を性別変更要件とすることに反対すること、③性別変更要件として配偶者又は登録パートナーの意思に反して婚姻関係又は登録パートナーシップを解消されてはならないことが述べられた。これらの原則は、各州の担当機関等を拘束するものであり、裁判所を拘束するものではないが、事実上は、当該法的意見に沿った判断が示されるようになったとされる⁽¹¹⁴⁾。

2012年以降、連邦議会では、連邦参事会（連邦政府）に対して、性別変更手続の立法化等に関する質問や調査要求⁽¹¹⁵⁾が行われるようになった⁽¹¹⁶⁾。調査要求を受けて、2016年に連邦参事会が発表した報告書⁽¹¹⁷⁾では、自己決定に基づく迅速で透明性があり、利用しやすい性別変更手続の導入を加盟国に呼び掛ける2015年の欧州評議会決議⁽¹¹⁸⁾等が言及され、より簡略な性別変更手続を立法すべきか否かを連邦司法省において検討している旨が述べられた⁽¹¹⁹⁾。2017年には、議員からの大質問⁽¹²⁰⁾に対して、連邦参事会は、法案提出の準備に着手している旨を答弁した⁽¹²¹⁾。

2018年には、連邦参事会の準備した法案の草案について、州、政党、関係団体等の意見を聴取する手続として意見表明手続⁽¹²²⁾が実施された。この手続では、一部の政党や団体を除き、

(112) OGer ZH 01.02.2011 (NC090012/U). Zürcher Zivil- und Strafgerichte website <https://www.gerichte-zh.ch/fileadmin/user_upload/entscheide/oeffentlich/NC090012.pdf> 当該事案では、申請者がホルモン療法を継続すれば生殖機能を欠いた状態となることが明らかであり、今後もホルモン療法を継続することは予測できるとして、外科的手術を行っていない当該申請者の男性から女性への性別変更を認めた。

(113) Eidgenössisches Amt für das Zivilstandswesen, „Rechtsauskunft EAZW: Transsexualität,“ 1 Februar 2012. <<https://www.bj.admin.ch/dam/bj/de/data/gesellschaft/zivilstand/dokumentation/praxis/praxis-2012-02-01.pdf.download.pdf/praxis-2012-02-01-f.pdf>>

(114) „Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuchs (Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister),“ *op.cit.*(110), SS.808-810.

(115) 連邦議会では、「大質問 (Interpellation)」又は「小質問 (Anfrage)」があった場合には、連邦参事会は情報を提供しなければならず、「調査要求 (Postulat)」があった場合には、連邦参事会は法律案若しくは議決案の作成が必要であるかどうか又は何らかの措置を講じる必要があるかどうかを調査するものとされている。「大質問」とは通常、連邦参事会により口頭で回答される質問であり、「小質問」とは通常、連邦参事会により書面で回答される質問である。山岡規雄『各国憲法集 (6) スイス憲法』(調査資料 2012-3-b 基本情報シリーズ 12) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, p.13. <<https://doi.org/10.11501/8180562>> 参照。

(116) „Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuchs (Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister),“ *op.cit.*(110), SS.831-833.

(117) „Recht auf Schutz vor Diskriminierung,“ 25. Mai 2016. Die Bundesversammlung website <https://www.parlament.ch/centers/eparl/_layouts/15/DocIdRedirect.aspx?ID=MAUWFQFXFMCR-2-36935> この報告書は2012年の調査要求を受けて作成された。連邦参事会は、複数の大学や研究機関のネットワークで構成されるスイス人権センター (Schweizerische Kompetenzzentrum für Menschenrechte: SKMR) に対して、ジェンダー等に関連する差別における司法へのアクセス状況等について調査を委託し、SKMRは提言を含む報告書を2015年に発表した。SKMRの報告書を連邦参事会が検討し、2016年の報告書としてまとめた。

(118) Parliamentary Assembly, *op.cit.*(45)

(119) „Recht auf Schutz vor Diskriminierung,“ *op.cit.*(117), S.24f.

(120) 前掲注(115)参照。

(121) Interpellation 17.3032 (Maury Pasquier Liliane, „Die Rechte von Transmenschen garantieren,“ 28.02.2017.) Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaeft?AffairId=20173032>>

(122) スイス憲法には、法律案の議会提出前の手続として「意見表明手続 (Vernehmlassungsverfahren)」が規定されている。山岡 前掲注(115), p.11 参照。

性別変更手続を簡略化する必要性が理解されており、草案に広く賛意を得られたとされる⁽¹²³⁾。

2019年に連邦参事会は、申告に基づく性別変更を可能とする民法典の改正案を連邦議会に提出し、2020年12月に可決された⁽¹²⁴⁾。法案の可決後、国民投票に付されることはなかった(2022年1月1日施行)⁽¹²⁵⁾。連邦議会の審議では、①性別変更手続の濫用の可能性、②未成年者の性別変更手続における法定代理人の同意の必要性が特に論点となった⁽¹²⁶⁾。これらの点を始めとする主な論点について、法改正後の状況と併せて次項で紹介する。

(ii) 主な論点と最近の動向

(a) 性別変更手続の濫用の可能性について

2020年法の施行後の状況を評価するため、連邦参事会はフリブール大学に調査を委託し、2023年にその報告書⁽¹²⁷⁾が公表された。これによれば、報道を中心に、性別変更手続の濫用が争点として取り上げられ、特に、性別変更による意図的な兵役の回避⁽¹²⁸⁾と早期退職に伴う年金の早期受給⁽¹²⁹⁾が問題視されている状況が指摘された⁽¹³⁰⁾。

これについて、連邦参事会の法案説明資料では、濫用が明らかな場合には、身分登録官は、性別変更の申告の受理を拒否しなければならないこととなっていると説明されていた。また、虚偽の申告への対処は可能であり、例えば、兵役義務の回避や年金の早期受給のみを目的とする申告に対しては、軍事当局や社会保障当局が、信義誠実の原則及び権利濫用の禁止の原則に基づいて、当該申告を無視することや年金の支給を拒否することができる旨が説明されていた⁽¹³¹⁾。連邦議会では、簡略化した手続では、潜在的に濫用の危険性をはらみ、また、申告者の確信を証明することが難しいことから、身分登録局にとって、手続が煩雑化することが指摘された。これに対しては、司法大臣からは、身分登録官協会から満場一致で賛同を得られていた旨などが述べられていた⁽¹³²⁾。

(123) „Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuchs (Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister),“ *op.cit.*(110), S.833.

(124) Geschäft des Bundesrates 19.081 („ZGB. Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister,“ 06.12.2019.) Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaeft?AffairId=20190081>>

(125) 連邦議会が可決した法律に対して、5万人の有権者の署名等により、その公布から100日以内に国民投票を求めることができる。高山善裕『諸外国の国民投票法制及び実施例 2026年版』(調査資料 2025-1-a 基本情報シリーズ 13) 国立国会図書館, 2026, p.9. <<https://doi.org/10.11501/14650815>> 筆者が連邦ジェンダー平等局で実施した聴取調査では、同時期に同性婚の容認のための法改正に関する国民投票が行われており、性別変更については国民の関心が薄かった可能性があると指摘された。

(126) Geschäft des Bundesrates 19.081, *op.cit.*(124)参照。

(127) Christiana Fountoulakis, „Kurzevaluation zu Art.30b ZGB, Änderung des Geschlechtseintrags im Personenstandsregister,“ 11 Oktober 2023. Bundesamt für Justiz website <<https://www.bj.admin.ch/dam/bj/de/data/publiservice/publikationen/externe/kurzevaluation-aenderung-geschlechtseintrag.pdf.download.pdf/kurzevaluation-aenderung-geschlechtseintrag-d.pdf>>

(128) 18歳から30歳までのスイスの男性には兵役又は社会奉仕による代役の義務が課されている。女性は志願制である。“Military service (Easy answers about life in Switzerland)” Confederation, cantons and communes website <<https://www.ch.ch/en/safety-and-justice/military-service-and-civilian-service/military-service/>>

(129) 女性の退職年齢は64歳、男性は65歳とされていたため、男性から女性に性別変更し、年金の受給時期を早めることができると指摘されていた。ただし、現在は女性の退職年齢も段階的に65歳に引き上げられている。“Old-age pensions,” 17 March 2025. Central Compensation Office website <<https://www.zas.admin.ch/en/old-age-pensions>>

(130) Fountoulakis, *op.cit.*(127), S.26.

(131) „Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuchs (Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister),“ *op.cit.*(110), S.812f.

(132) „19.081 ZGB. Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister, Ständerat 11.06.2020.“ Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/amtliches-bulletin/amtliches-bulletin-die-verhandlungen?SubjectId=49207>>

手続濫用の問題について、フリブール大学の報告書では、2022年の性別変更の申告に対して、各地の担当機関で実施された調査や、関係当局へのインタビュー等の結果が分析された。これによれば、潜在的に手続濫用が疑われる事案では、実際に監督機関や連邦身分登録局に対して報告がなされた例があったとされる。しかしながら、個別の事案においては、手続濫用を完全に排除することはできないとも結論付けられた⁽¹³³⁾。

(b) 未成年者の性別変更手続について

連邦参事会の準備した法案の草案では、未成年者の性別変更の際に、法定代理人の同意を求めるものとされた。連邦参事会は、軽率な申告を行うことや第三者からの影響を受けることから未成年者を保護する目的があると主張していた。法案説明資料によれば、法案提出前の意見表明手続では、性自認の自己決定が極めて個人的な性質である点を強調する立場から法定代理人の同意を撤廃する提案や、性別変更手続の最低年齢（12歳や16歳）を設ける提案が寄せられたとされる。そして、結果的には、参加者の過半数の賛同により、法定代理人の同意を必要とする連邦参事会の草案が支持されたとのことである⁽¹³⁴⁾。

連邦議会の審議においても、未成年者の性別変更手続の在り方は重要な論点となった。当初、全州議会（上院）では、未成年者の性別変更手続における法定代理人の同意を撤廃する修正案が提案されたが、諸外国において、未成年者が法定代理人の同意なしに性別変更ができる制度がないことなどが指摘され、同修正案は否決された⁽¹³⁵⁾。他方、国民議会（下院）では、ホルモン療法や手術の選択を未成年者が自身で決定できることなどが指摘され、全州議会で提案されたものと同様の趣旨の修正案が可決された⁽¹³⁶⁾。

これに対して、全州議会では、意見表明手続において年齢制限を設けることが提案されていたことや15歳以下の者からの性別変更の申請が非常に少ないことなどを踏まえて、16歳未満の者について法定代理人の同意を必要とする修正案が提案され、可決された⁽¹³⁷⁾。その後の国民議会では、性同一性障害が思春期特有の問題ではなく、幼少期から現れることなどが指摘され、引き続き未成年者の性別変更手続における法定代理人の同意を撤廃する修正案が維持された⁽¹³⁸⁾。

これを受けて、全州議会では、12歳未満の者について法定代理人の同意を求めることとし、12歳から16歳未満までの者については、3か月間の熟慮期間を経るか法定代理人の同意を得るかを選択できるものとする提案がなされたが、この提案は否決され、引き続き16歳未満の者について法定代理人の同意を必要とする修正案が維持された⁽¹³⁹⁾。国民議会では、全州議会

⁽¹³³⁾ Fountoulakis, *op.cit.*(127), S.44.

⁽¹³⁴⁾ „Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuchs (Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister),“ *op.cit.*(110), S.842.

⁽¹³⁵⁾ „19.081 ZGB. Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister, Ständerat 11.06.2020,“ *op.cit.*(132)

⁽¹³⁶⁾ „19.081 ZGB. Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister, Nationalrat 24.09.2020.“ Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/amtliches-bulletin/amtliches-bulletin-die-verhandlungen?SubjectId=50311>>

⁽¹³⁷⁾ „19.081 ZGB. Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister, Ständerat 01.12.2020.“ Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/amtliches-bulletin/amtliches-bulletin-die-verhandlungen?SubjectId=50856>>

⁽¹³⁸⁾ „19.081 ZGB. Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister, Nationalrat 07.12.2020.“ Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/amtliches-bulletin/amtliches-bulletin-die-verhandlungen?SubjectId=51072>>

⁽¹³⁹⁾ „19.081 ZGB. Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister, Ständerat 10.12.2020.“ Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/amtliches-bulletin/amtliches-bulletin-die-verhandlungen?SubjectId=51152>>

の修正案が可決されないことで法案が成立しない可能性があることなどが指摘され、最終的には同修正案が可決された⁽¹⁴⁰⁾。そして、16歳未満の者について法定代理人の同意を求めることを内容とする2020年法が成立した。

(iii) 第三の性について

第三の性の導入に向けた検討を行うことを目的に、2017年に連邦参事会に対して、第三の性の導入や性別登録の削除の影響と必要な法改正等を調べることを求める調査要求がなされ⁽¹⁴¹⁾、連邦参事会は2022年に報告書⁽¹⁴²⁾を発表した。この報告書では、性別二元的な法体系によって、男又は女のいずれにも属さない当事者に困難をもたらす可能性があることに理解が示された。一方で、現在の法体系において、身分登録の性別二元性を廃止することは、身分登録の記載の可能性の問題を超えて多くの問題が付随することや、憲法改正が必要となることが指摘された。そして、連邦参事会は、性別二元性は、法的な概念であるだけでなく社会的な概念であり、性別登録の廃止や第三の性の導入のための社会的な条件は、現状では満たされていないと結論付けた⁽¹⁴³⁾。

4 イタリアにおける法的性別変更

(1) 現行制度の概要

1982年に「性別登録の変更に関する規則」(1982年4月14日の法律第164号)⁽¹⁴⁴⁾(以下「1982年法」という。)が制定され、裁判所を通じて身分登録簿における性別登録を変更する手続が導入された。同法は、「2009年6月18日法律第69号第54条に基づく民事審理手続の削減及び簡素化に関する民事訴訟法典の補足規定」(2011年立法命令第150号)⁽¹⁴⁵⁾による手続面の一部改正、憲法裁判所や破毀院⁽¹⁴⁶⁾による判断(次項において詳述)を経て、現在も有効である⁽¹⁴⁷⁾。

⁽¹⁴⁰⁾ „19.081 ZGB. Änderung des Geschlechts im Personenstandsregister, Nationalrat 16.12.2020.“ Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/amtliches-bulletin/amtliches-bulletin-die-verhandlungen?SubjectId=51403>>

⁽¹⁴¹⁾ Postulat 17.4121(Arslan Sibel, „Drittes Geschlecht im Personenstandsregister,“ 13.12.2017.) Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaef?AffairId=20174121>>; Postulat 17.4185(Ruiz Rebecca Ana, „Einführung einer dritten Geschlechtsidentität. Folgen für die Rechtsordnung und für Infostar,“ 14.12.2017.) *ibid.* <<https://www.parlament.ch/de/ratsbetrieb/suche-curia-vista/geschaef?AffairId=20174185>>

⁽¹⁴²⁾ „Einführung eines dritten Geschlechts oder Verzicht auf den Geschlechtseintrag im Personenstandsregister – Voraussetzungen und Auswirkungen auf die Rechtsordnung,“ 21. Dezember 2022. Die Bundesversammlung website <<https://www.parlament.ch/centers/eparl/curia/2017/20174121/Bericht%20BR%20D.pdf>>

⁽¹⁴³⁾ *ibid.*, S.17f.

⁽¹⁴⁴⁾ Legge 14 aprile 1982, n.164, Norme in materia di rettificazione di attribuzione di sesso (GU n.106 del 19 aprile 1982) <<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:legge:1982-04-14;164>> 制定時の翻訳について、大島俊之「資料 イタリアの性別表記訂正法」『神戸学院法学』29巻3号, 1999.11, pp.909-925 参照。

⁽¹⁴⁵⁾ Decreto legislativo 1 settembre 2011, n.150, Disposizioni complementari al codice di procedura civile in materia di riduzione e semplificazione dei procedimenti civili di cognizione, ai sensi dell'articolo 54 della legge 18 giugno 2009, n.69 (GU n.220 del 21 settembre 2011) <<https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:decreto.legislativo:2011-09-01;150>> 2011年立法命令第150号により1982年法の一部の規定(主として裁判手続に関連する規定)の削除等が行われたが、代わりに同命令第31条に同様の規定が置かれた。

⁽¹⁴⁶⁾ 破毀院(Corte Suprema di Cassazione)は「法律の正確な遵守及び統一的な解釈」を保障することを任務としており、破毀院の法律解釈は他の通常裁判官が従う先例となっている。他方、憲法裁判所(Corte Costituzionale)の解釈は、通常裁判官に対しては、同裁判所が否認した解釈に従わない義務が課されるのみで、憲法適合的な解釈であれば、裁判官には自由に法律を解釈する権限及び義務があると解されている。芦田淳「近年のイタリア憲法裁判所の動向に関する一考察」『立命館法学』381・382号, 2019.3, pp.57-58 参照。

⁽¹⁴⁷⁾ Francesco Dalla Balla, «Cosa resta della legge n.164/1982? Diritti e fonti della transizione di genere,» *Rivista di Bio Diritto*, n.3, 2024, p.59.

現在の規定の内容は次のとおりである。

性別登録の変更は、「性的特徴の変更」の結果として、出生証書に記載された性別とは異なる性別を認める旨の確定判決に基づいて行われる（1982 年法第 1 条第 1 項）。性別登録の変更を認める判決をもって、裁判所は、出生証書が作成された自治体の身分登録官に対して、関連する身分登録簿の変更を行うよう命じる（2011 年立法命令第 150 号第 31 条第 5 項）。なお、この過程において、性的特徴の適合を医学的・外科的治療によって行うことが必要である〔と裁判所が判断する〕場合には、確定判決によってこれを許可する（同条第 4 項。〔〕は筆者補記。）。同命令による 1982 年法の改正後は、従来は二段階であった治療の許可と性別登録の変更の各手続を、一度の判決で行うことが可能となった⁽¹⁴⁸⁾。

1982 年法第 1 条第 1 項の「性的特徴の変更」の内容を具体的に示した規定はなく、各裁判所がこれを判断し、最終的な性別変更の可否を決定するという状況である。2015 年の破毀院及び憲法裁判所の判決（次項において詳述）以降は、少なくとも生殖器の外観上の適合は必須ではないと判断されている⁽¹⁴⁹⁾。そして、現在では、多くの判例が、心理的な性転換プロセスや第二性徴（一般に性器以外の外観・身体の性差等をいう。）の適合と組み合わせたホルモン療法の有効性を認めてきたとされる。したがって、現在の 1982 年法は、専ら、薬物療法等による性転換が既に完了している可能性がある場合に、最終段階に当たる性別登録の変更及び第一性徴（生殖器等）の外科的手術を規制するものとなっているとも指摘される⁽¹⁵⁰⁾。

(2) 制度の変遷と最近の動向

イタリアにおける性別変更制度の立法化の経緯とその後の変遷の状況を紹介する（表 5）。

表 5 イタリアにおける法的性別変更の変遷

時期	出来事	内容
1979 年	憲法裁判所判決	性自認に基づく性別変更は認められないと判断される
1982 年	「性別登録の変更に関する規則」の制定	確定判決による性別変更が認められる 裁判所によって「性的特徴の変更」が判断される 外科的手術について、裁判所の許可が必要とされる
1985 年	憲法裁判所判決	憲法上の性自認の権利が確認される
2011 年	「性別登録の変更に関する規則」の一部改正	裁判所における手続の一部が改正される
2015 年	破毀院判決・憲法裁判所判決	性別変更の要件として外科的手術が排除される 引き続き「性的特徴の変更」を要件とする司法の厳格な判断が必要とされる
2017 年	憲法裁判所判決	2015 年の憲法裁判所判決が踏襲される 意思のみに基づく性自認は認められず、司法の厳格な判断が必要とされる
2024 年	憲法裁判所判決	男女以外の性別に属する者の権利の侵害の可能性が確認される 問題の解決については立法府に委ねられる

（出典）各種法令・判例等を基に筆者作成。

⁽¹⁴⁸⁾ *ibid.*, p.61.

⁽¹⁴⁹⁾ 裁判所の許可を必要とする医学的・外科的治療の観点からも、生殖器の再構築等（第一性徴の外科的手術）のみを指すのか、又は乳房形成術、顔面の女性化・男性化手術等（第二性徴の外科的手術）も指すのかは、規定上は特定されていない。しかし、2015 年の破毀院及び憲法裁判所判決以降、2011 年立法命令第 150 号第 31 条第 4 項の適用は、実務上、第一性徴（生殖器等）の外科的手術に限定されると理解されている（*ibid.*, p.63.）。

⁽¹⁵⁰⁾ *ibid.*, p.67.

(i) 1982 年の性別登録の変更に係る規則と初期の司法判断

イタリアでは、1960 年代の終わりから 1970 年代の初め頃に、性転換者を公的・政治的な課題に位置付けようとする動きが増したとされる⁽¹⁵¹⁾。当時、民法典第 454 条の規定等を用いて性別登録の訂正が行われた例があった⁽¹⁵²⁾。しかし、1979 年に憲法裁判所は、精神的な人格と一致させるために性転換手術によって取得した、出生時の性とは異なる外的な性別を持つ権利は、憲法上の不可侵の人権には含まれないと判断した⁽¹⁵³⁾。この判断を契機に、性転換者の性別変更の立法化を目指して、多くの団体の運動が活発になったとされる⁽¹⁵⁴⁾。

1980 年に、急進党 (Partito Radicale) は、当事者団体の作成した草案を基に、「民法典第 454 条の改正案」⁽¹⁵⁵⁾ (以下「急進黨案」という。) を議会に提出した。急進黨案は、民法典を改正し、身分登録の誤り等のある場合に限らず、現在の状況が出生時に作成した身分登録ともはや一致しないと思われる全ての場合において、確定判決による身分登録の変更を認めるものであった。性転換者を対象と特定せず、対象を広くすることで、キリスト教民主党 (Democrazia Cristiana) との衝突を回避し、迅速に法案を成立させる意図があったとされる⁽¹⁵⁶⁾。しかし、法案審議の過程で急進黨案は修正され、身分登録の変更は、出生証書に記載された性別とは異なる性別を認める旨の確定判決によっても行われるとする内容で下院において承認された⁽¹⁵⁷⁾。

これに対して、キリスト教民主党は、性転換症の原因及び最適な治療方法を科学的に追求することが困難なことや、法案が結果的に性別変更の正当化につながることを懸念事項に挙げていたとされる⁽¹⁵⁸⁾。同党議員らの懸念を受けて、上院では、政府が「性別の変更の確認に関する規則案」⁽¹⁵⁹⁾ (以下「政府案」という。) を提出した。政府案では、性別変更の申請は、検察官の立会いの下、裁判所に対して行われることとされ、その審査過程では、性転換の不可逆性を保証するために医学的・法的な協議が義務付けられていた。2 つの法案は上院の審議を経て、統合された一つの法案として下院に送付され⁽¹⁶⁰⁾、1982 年法として制定された⁽¹⁶¹⁾。

1982 年法施行後、「性的特徴の変更」の解釈が問題となり、1985 年の憲法裁判所判決⁽¹⁶²⁾ (以下「1985 年判決」という。) では、重要な解釈が示された⁽¹⁶³⁾。同裁判所は、人格の発展の一

(151) Stefania Vili, “(Trans)gender citizenship in Italy: a contradiction in terms? From the parliamentary debate about Law 164/1982 to the present,” *Modern Italy*, 23(2), 2018, p.203.

(152) 当該規定等は、記載漏れ、毀損、滅失の場合に身分登録を訂正できるとしており、身分登録官が性の識別に当たって重大な誤りをした場合には身分登録を訂正することが認められた。当時、トランスジェンダーの者は重大な誤りがあったとする偽りの申告を行い、不正に身分登録を変更していたとされる (*ibid.*)。

(153) Sentenza Corte costituzionale, 12 luglio 1979 n.98. <<https://www.cortecostituzionale.it/scheda-pronuncia/1979/98>>

(154) Vili, *op.cit.* (151), p.204.

(155) “Modifica dell’articolo 454 del codice civile.” (Proposta di Legge, VIII LEGISLATURA, Camera dei Deputati N.1442), 27 febbraio 1980. <https://legislature.camera.it/_dati/leg08/lavori/stampati/pdf/14420001.pdf>

(156) Vili, *op.cit.* (151), pp.204-205.

(157) “COMMISSIONE IV GIUSTIZIA 59.” (VIII LEGISLATURA, Camera dei Deputati), 2 ottobre 1981. <https://legislature.camera.it/_dati/leg08/lavori/stencomm/04/Leg/Serie010/1981/1002/stenografico.pdf>

(158) Vili, *op.cit.* (151), p.205.

(159) “Norme in materia di riconoscimento di mutamento di sesso.” (Disegno di Legge, VIII LEGISLATURA, Senato della Repubblica N.1621), 5 novembre 1981. <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/DF/294618.pdf>>

(160) “Norme in materia di rettificazione di attribuzione di sesso.” (Proposta di Legge, VIII LEGISLATURA, Camera dei Deputati N.1442-B), 26 febbraio 1982. <https://legislature.camera.it/_dati/leg08/lavori/stampati/pdf/14420002.pdf>

(161) 1982 年法の審議過程の大部分は Vili, *op.cit.* (151), pp.204-206 の記述を参照した。

(162) Sentenza Corte costituzionale, 6 maggio 1985 n.161. <<https://www.cortecostituzionale.it/scheda-pronuncia/1985/161>>

(163) 同判決の解説について、Domenico Costantino, “The Transgender: Legal Path to Surgery,” C. Bettocchi et al., *Practical Clinical Andrology*, Cham: Springer, 2022, pp.284-285 参照。

側面であり要素である性自認を実現する権利は、憲法第2条（不可侵の人権；社会連帯の義務）によって全ての人に保障されていると同時に、社会的連帯の義務に基づいて、社会における他者はこれを理解することが求められるとした。判決の中では、当時の科学的知見において、破壊的・再構築的な外科的手術が性転換症の唯一の効果的な治療法であったということが前提とされた。一方で、1982年法によって導入された新たな性自認の概念では、外性器が出生時に判断されたものであるか、たとえその外性器が適切な医学的・外科的治療の支援を受けて、人工的に発達されたものであるかを問わず、もはや外性器のみを重視するのではなく、精神的及び社会的な要素も重要となることも指摘された。さらに、1982年法は、人間の自由及び尊厳の価値の影響を受けながら進化し続ける法的枠組みの一部である旨が述べられた⁽¹⁶⁴⁾。

1985年判決以降は、同判決と同様の結論を導き、男女の性別の境界を遵守し、生殖機能の除去を必要とする考えから第一次性徴の変化を要件とする判例が多かったとされる⁽¹⁶⁵⁾。

（ii）司法判断の変遷と最近の動向

以下では、イタリアにおける性別変更の要件に関する主要な判例の変遷を紹介する⁽¹⁶⁶⁾。

（a）2015年の破毀院判決及び憲法裁判所判決

2015年7月に破毀院は、外科的手術の必要性について、重要な判断を示した⁽¹⁶⁷⁾。破毀院は、合理的な判断に基づけば、1982年法では、解剖学的な第一次性徴の除去が必要であるという結論を導くことは否定されなければならないと述べた。その理由としては、「性的特徴の変更」の内容が限定されておらず、第一次性徴の変化のみを取り上げることはできないことや、そのように解釈することが、2011年立法命令第150号によって、裁判所の許可を必要とする手術は「必要である場合」と規定されたことと整合性が取れることなどが挙げられた。また、第一次性徴の外科的手術が必要であるとした当該事案の控訴審判決は、1982年法制定時の理解に固定した解釈に基づくものであったが、その解釈は、1982年法が進化し続ける法体系の一部であると述べた1985年判決と矛盾するもので、受け入れられないとも述べられた。他方、性別変更を認めるには、医療及び心理療法の記録を確認することや、必要に応じて性別変更の選択の不可逆性を証明する正式な技術的調査を行うことで、性転換の完了を厳密に検証する必要があることが指摘された。

2015年10月、1982年法第1条第1項の憲法適合性を問われた憲法裁判所は、同法が憲法第

⁽¹⁶⁴⁾ Sentenza Corte costituzionale, *op.cit.*(162)

⁽¹⁶⁵⁾ Costantino, *op.cit.*(163), p.287. 他方、少数ではあるが、身体的な外観やホルモンの性質に係る第二次性徴の変化で十分であるとする判例も確認されていたとも指摘されている。

⁽¹⁶⁶⁾ 本項は、筆者がイタリア憲法裁判所で実施した聴取調査の内容を踏まえ、判決文の翻訳を中心にまとめたものである。また、本稿では触れないが、性別変更の要件ではなく効果に関して重要な判例として、2014年の憲法裁判所判決がある（Sentenza Corte costituzionale, 11 giugno 2014 n.170. <<https://www.cortecostituzionale.it/scheda-pronuncia/2014/170>>）。1982年法では婚姻関係にある一方の当事者の性別変更があった場合に婚姻が解消されることが定められていたが、憲法裁判所は、両当事者が望むのであれば、法的に保護されたカップルの関係を維持することを認めていない部分において違憲であると判断した。この判決はイタリアにおける同性間の民事的結合制度の導入に影響した。芦田淳「イタリアにおける同性間の民事的結合（シビル・ユニオン）及び共同生活に関する新たな法律」『外国の立法』No.270, 2016.12, p.52. <<https://doi.org/10.11501/10225649>> 参照。

⁽¹⁶⁷⁾ Sentenza Corte suprema di cassazione, I sezione civile, 20 luglio 2015 n.15138. 判決文について、“MASSIMA: Cassazione Civile, Sezione 1, Sentenza 20 luglio 2015, n. 15138.” Studio Piemonte (Studio Legale Internazionale) website <<https://studiopiemonte.com/wp-content/uploads/2021/10/sentenza-corte-cassazione-15138-2015.pdf>> 参照。

2 条（不可侵の人権；社会連帯の義務）、憲法第 3 条（法の下での平等）、憲法第 32 条（健康の保護）及び欧州人権条約第 8 条（私生活の尊重を受ける権利）と結び付いた憲法第 117 条第 1 項（国際法の遵守）との関係で合憲であると判断した⁽¹⁶⁸⁾。判決の中では、前述の破毀院判決も言及され、外科的手術の義務付けを撤廃することは、憲法上の最高位の価値に従って、医師やその他専門家の支援を通じて、個人が自身の性転換をどのように実現するかを選択する権利を個人に委ねるという発想の必然的な結果であると説かれた。そして、この個人の選択は、いかなる場合でも性自認に関わる心理的、行動的及び身体的な側面から検討されなければならないと述べられた。

(b) 2015 年以降の司法判断の動向

2017 年に憲法裁判所は、1985 年判決以来踏襲されてきた 1982 年法の法的性格を再確認し、2015 年の破毀院判決及び憲法裁判所判決を踏まえ、改めて同法の合憲性を判断するとともに、更なる解釈を明らかにした⁽¹⁶⁹⁾。1982 年法の憲法的解釈では、外科的手術を要件から排除することは認められるが、それは厳格な審査が不要であることを意味するものではないと述べられた。むしろ、本人の意思の深刻さと明確さだけでなく、本人が性転換までにたどってきた客観的な過程をも厳格に審査する必要があることが示された。したがって、性転換を確定させるに当たっては、意思に基づく要素のみを優先又は重視するという考え方は排除されなければならないと述べられた。

以上の各判決については、1982 年法制定時の厳格な体系を医学の手法に合わせて単に更新したにすぎず、身体的特徴に基づく性別の厳格な一致を求める原則は否定されていないとされる。なお、性転換を成功させる効果的な技術の発展によって、制定時に主流であった外科的手術にのみ法的関連性を与えることが不合理になったことが示されたとも評価される⁽¹⁷⁰⁾。

最近では、2024 年に憲法裁判所が、1982 年法との関係でノンバイナリーの者に関する重要な判断を示した⁽¹⁷¹⁾。判決の中では、ノンバイナリーの者の性別不合は、重大な苦痛や憲法第 2 条（不可侵の人権；社会連帯の義務）の下で保障される人権の享受の妨げとなる可能性があること、これらの者の性自認を認めない法体系は差別的であり、個人の健康の侵害（憲法第 3 条（法の下での平等）・第 32 条（健康の保護）違反）につながる可能性があることが指摘された。他方、現在の性別二元的な構造に第三の性を導入することは、多方面に広範囲な影響をもたらすとし、この件は、司法による解釈ではなく立法によって解決されるべきであると述べられた。その後の第三の性の導入をめぐる法整備の議論状況は明らかではないが、今後の動向が注目されるところである。

⁽¹⁶⁸⁾ Sentenza Corte costituzionale, 21 ottobre 2015 n.221. <<https://www.cortecostituzionale.it/scheda-pronuncia/2015/221>> 当該事案では、付託裁判所は、高度に侵襲的な治療によって第一性徴の変更を性別変更の要件とすることが性自認の基本的権利の行使の侵害であり、憲法第 2 条及び欧州人権条約第 8 条と結び付いた憲法第 117 条第 1 項に反すること、性自認の権利等の基本的人権の行使に当たって、侵襲性が高く健康への危険を伴う医療的措置を要件とすることの不合理性が憲法第 3 条及び憲法第 32 条に反することを述べ、憲法裁判所に意見を求めた。

⁽¹⁶⁹⁾ Sentenza Corte costituzionale, 20 giugno 2017 n.180. <<https://www.cortecostituzionale.it/scheda-pronuncia/2017/180>> 当該事案は、2015 年の憲法裁判所判決（*ibid.*）と同様に憲法上の疑義が問われたものである。

⁽¹⁷⁰⁾ Balla, *op.cit.*(147), p.78.

⁽¹⁷¹⁾ Sentenza Corte costituzionale, 3 luglio 2024 n.143. <<https://www.cortecostituzionale.it/scheda-pronuncia/2024/143>> 当該判決では、本稿で紹介するノンバイナリーの者に関する判断以外に、申請者が既に性転換の過程を完了したことが裁判所によって認められる場合においても、裁判所に対して外科的手術の許可を求めなければならないとすることは不合理であり、憲法第 3 条（法の下での平等）に反するとの判断も示された。

おわりに

本稿は、法的性別変更の要件の問題を中心に論じ、ベルギー、ドイツ、スイス及びイタリアの現行制度と、現行制度に至るまでの経緯に着目し、各国の立法過程や主要な判例の変遷を紹介した。法的性別変更制度は、性別そのものの定義とも密接に関わり、国家の法体系の根幹的な問題をはらんでいることから、本来は、各国の法体系の全体像を踏まえた解釈や理解が必要であることに留意したい。その点、本稿は、各国の制度を理解するには不十分かつ断片的ではあるが、性別変更要件の検討の参考となる論点の抽出を試みたものである。

我が国では、令和 5（2023）年の最高裁判所の違憲決定が、特例法に関する初めての違憲判断となり、今後の制度の見直しの契機となる可能性がある。我が国の制度は、司法を通じた性別変更の審査である点において、イタリアのそれと類似する部分がある。イタリアの場合は、裁判所の法解釈が大きな役割を果たしてきた点が特徴的である。我が国の司法判断の変遷については別稿で論じることとするが、性自認の権利を憲法上の権利であるとする判断は我が国の最高裁判所では示されてはいない。これに対して、イタリアでは、1985 年判決以来一貫して、性自認の権利を憲法上の権利として位置付けつつ、性別変更要件に関する法解釈が時代とともに変遷してきた。

スイスにおいてもまた、2020 年の法改正以前は、裁判所の司法審査が大きな役割を果たしてきたことが分かる。裁判所の手続の煩雑さ等の理由から、2020 年に法改正がなされ、司法的な手続から行政的な手続に移行した。ベルギー及びドイツの場合は、法律に定められた法的性別変更の要件が法改正を通じて徐々に緩和されてきた。両国における法改正の要因は一概には断定できないが、憲法裁判所による違憲判断は少なからず影響している点を確認できる。各国の制度の変遷は一樣ではないが、現在では、これら 3 か国はいずれも、性別変更要件のほとんどは撤廃され、原則として自己決定のみに基づく法的性別変更制度が実現した。この点、イタリアの憲法裁判所は、意思のみに基づく性別変更を明確に否定する考え方を示しており、異なる方向性が確認できる。

最後に、本稿で紹介した 4 か国の法的性別変更は、いずれも司法による影響があったという観点から、いわゆるマイノリティの人権保護における司法の役割の大きさを改めて考えさせられる。性自認の権利の重要性は、いずれの国においても共通して指摘されていることであり、今後の法的性別変更に係る議論においても、その点を忘れてはならないだろう。

（はりがい こうへい）